

令和5年6月定例会

# 中川村議会会議録

中川村議会

令和5年6月中川村議会定例会議事日程（第1号）

令和5年6月6日（火） 午前9時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定について  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
〔中川村税条例の一部を改正する条例の制定について〕  
日程第 5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて  
〔中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕  
日程第 6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて  
〔令和4年度中川村一般会計補正予算（第9号）〕  
日程第 7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて  
〔令和4年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）〕  
日程第 8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて  
〔令和4年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）〕  
日程第 9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて  
〔令和4年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）〕  
日程第10 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて  
〔令和5年度中川村一般会計補正予算（第1号）〕  
日程第11 議案第1号 中川村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第12 議案第2号 中川村上下水道運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第13 議案第3号 財産の取得について  
日程第14 議案第4号 令和5年度中川村一般会計補正予算（第2号）  
日程第15 議案第5号 令和5年度中川村水道事業会計補正予算（第1号）  
日程第16 議案第6号 令和5年度中川村下水道事業会計補正予算（第1号）  
日程第17 一般質問

7番 島崎 敏一

- (1) なかがわ暮らし推進協議会の活動について
- (2) こども政策を育んでいくために

3番 中塚 礼次郎

- (1) 新型コロナウイルス感染症「5類」移行後の高齢者施設支援について
- (2) 「川の駅」でにぎわいづくり、チャオ周辺の活性化に向けた取り組みを

5番 桂川 雅信

- (1) 発達障害・不登校の児童生徒の教育機会の確保について（その3）  
～スプレーによる室内環境汚染防止の徹底を～
- (2) 香害は室内環境汚染の一つです。  
～香害発症を未然に防止する意義を家庭と職場、学校で徹底を～
- (3) 農業従事者にも学び直しの場の提供を  
～農学官連携で次世代農業への課題解決を～

2番 松村 利宏

- (1) 防災・減災（国道153号坂戸法面崩壊）について
- (2) 行政のデジタル化（生成AI）について
- (3) 持続可能な経済の構築（農産物の付加価値向上）について

出席議員（10名）

- 1番 片桐邦俊
- 2番 松村利宏
- 3番 中塚礼次郎
- 4番 長尾和則
- 5番 桂川雅信
- 6番 山崎啓造
- 7番 島崎敏一
- 8番 大島歩
- 9番 大原孝芳
- 10番 松澤文昭

欠席議員（0名）

説明のために参加した者

村長	宮下健彦	副村長	富永和夫
教育長	片桐俊男	総務課長	松村恵介
地域政策課長	眞島俊	住民税務課長 会計管理者	小林郁子
保健福祉課長	水野恭子	産業振興課長	松崎俊貴
建設環境課長	宮崎朋実	リニア対策室長	小林好彦
教育次長	上山公丘		

職務のために参加した者

議会事務局長 桃澤清隆  
書記 座光寺てるこ

令和5年6月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和5年6月6日 午前9時00分 開会

- 事務局長 御起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）御着席ください。（一同着席）
- 議長 おはようございます。（一同「おはようございます」）  
御参集御苦労さまです。  
ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから令和5年6月中川村議会定例会を開会します。  
本日は中川東小学校6年生の皆さんが議会傍聴に来ておりますので、皆さん張り切って質問、答弁等をお願いします。  
これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。  
ここで村長の挨拶をお願いします。
- 村長 改めまして、おはようございます。（一同「おはようございます」）  
本日は、議員各位におかれましては、御多忙のところ令和5年6月中川村議会定例会に御参集賜りまして、誠にありがとうございます。  
ロシアによるウクライナへの軍事侵攻、侵略戦争は本日で1年4か月ほど経過しましたが、ロシア軍の撤退どころか、停戦の兆しさえも見えない状態となっています。  
ウクライナの首都キーウにミサイルが再び撃ち込まれ、集合住宅の破壊が続いています。  
南部にあるザポロジエ原子力発電所はロシア軍が占拠したままで、周囲に防御壁を造り軍事拠点化を進めており、原子力発電所への攻撃ができないことを逆手に取って長期駐留の構えであります。  
また、アメリカをはじめ、日本など欧州に目を向けている隙を狙って、朝鮮民主主義人民共和国は大陸間弾道ミサイルロケット技術を応用し軍事衛星打ち上げを試みるなど、国際世論を無視し、ミサイルの誘導、着弾点確認などの目的の軍事衛星打ち上げに固執しております。  
国内での新型コロナウイルス感染症の扱いが5月8日以後第2類から5類へ警戒度を下げたことにより、発症者は定点病院等での扱いとなりました。  
長野県における新規発症者は3週経過するごと減り続けております。  
今後の注意・警戒レベルの発令につきましては、定点観測での発症者数と状況を見ながら決めていくということでもあります。  
5月15日、5月31日と、道路整備促進、治水事業促進の全国大会がありまして東京に出張しておりますが、電車内でのマスクの着用者は5割程度の印象でありました。これから暑くなるにつれ、マスク着用はほとんどなくなるものと思っております。  
6月2日は、本州に停滞する前線に向けて台風2号が湿った空気を供給し続け、線状降水帯が発生するなどして各地で大雨を降らせ、土砂災害を引き起こしました。

愛知県、静岡県、そして関東北部、栃木県にかけて線上降水帯が発生し、3県で3人の方が亡くなり、行方不明者4人を出す災害となりました。

長野県南部、伊那市から南の市町村に同日正午に土砂災害警戒情報が発令されたことを受けまして、村は13時20分に高齢者等避難を発令し、基幹集落センター、文化センターを緊急避難所として開設し、夜11時まで受入れ態勢を維持してきました。

また、各地区総代に1次避難所である地区集会所の避難開設準備をお願いしてきたところであります。

翌日までに判明しました村道等被災路線は、大草桑原線、桑原中央線及び神又谷田線支線の3路線が被災し、土砂が道路に押し出され、路肩崩落するなど一時通行止めになりました。

県道西伊那線も土砂流出がありましたが、撤去して通行可能になっております。

また、林道陣馬形線ほか3林道路線で崩落が発生し、現在通行止めにしております。

1時間20mm前後の雨が降り続いたため、各地域で水路から水があふれ出し、水田畦畔崩落等の被害を南向地区で確認しております。

6月当初としては大きな被害が発生したところであります。

また、小和田地区北島の一部では植えて間もない稲の苗が全面泥水につきり、病気の発生が心配をされます。

5月31日開催の全国治水期成同盟会総会において国土交通省水管理保全局長が来賓挨拶の中で、地球温暖化につきましては、その影響は、1時間雨量50mmを記録する回数が40年前と比べて約1.5倍に増えているという話があり、治水の重要性を改めて強調されましたが、そのとおりの現象になっているなというふうに感じております。

今回の降雨に関しましては、降り始めから降りやむまで31時間の中で、横前の観測点で総降水量235.5mm、時間最大30mmの雨量を観測しております。

さて、本日の会議で審議をいただきたくお願いいたしますのは、令和4年度一般会計及び下水道事業会計明許繰越し等4件の報告、専決処分をしました税条例等の一部改正2件と令和4年度一般会計ほか5会計の補正予算案、合わせて7件の承認を求める案件、条例の一部改正及び令和5年度一般会計補正予算等6議案について審議をいただきます。

また、議会開会中に執行します一般競争入札の結果、落札者と本契約を結びたく、2件の契約議案を最終日に上程したく考えております。

コロナ禍の足かせが外れたとはいえ、経済活動を早期に回復するべく、村民生活全体に関わる現在の経済情勢を御賢察いただき、慎重なる審議の上、原案どおりお認めいただきますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

○議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第127条の規定により9番 大原孝芳議員及び1番 片桐邦俊議員を指名します。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議しています。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長

(片桐 邦俊) 過日行いました議会運営委員会について報告いたします。

皆さんのお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、本定例会の会期を本日6月6日から12日までの7日間とするものです。

次に日程ですが、本日は、承認第1号から承認第7号までの承認案件につきまして、上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いします。

続いて、議案第1号及び議案第2号の条例案件、議案第3号の一般議案、議案第4号から議案第6号までの各会計補正予算、以上について、上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いします。

引き続き一般質問を行います。

7日は委員会の日程としますので、請願、陳情の付託を受けた委員会は其中で審査をお願いします。

8日は議案調査とします。

9日は午前9時から本会議をお願いし、一般質問を行います。

一般質問終了後、全員協議会を行います。

最終日の12日は午後2時から本会議をお願いし、請願、陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決を行い、意見書等の発議がありましたら上程から趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定です。

また、一般議案が追加予定されておりますが、追加議案等については当日の日程でお知らせし、上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決をお願いします。

なお、議場内においても夏季の軽装を適用させていただき、ノーネクタイ、上着自由としますので、御承知おきください。

以上が今定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようここにお願ひ申し上げまして、報告とさせていただきます。

○議長

お諮りします。

本定例会の会期は議会運営委員長の報告のとおり本日から6月12日までの7日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月12日までの7日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

まず、監査委員から例月出納検査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、御覧いただき、御了承願います。

次に、去る3月定例会において可決された最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書については、内閣総理大臣をはじめ関係各機関へ提出しておきましたので、御了承願います。

次に、本定例会までに受理した請願、陳情については、議会会議規則第92条の規定

によりお手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

次に、本定例会に提出された議案は一覧表としてお手元に配付してきましたので、御了承願います。

次に、村長から行政報告の申出がありました。

報告第1号、報告第2号、報告第3号及び報告第4号について説明を求めます。

なお、報告第4号の中川村土地開発公社の経営状況については、後ほど時間を取り細部について説明を受ける予定ですので、御承知おきください。

初めに報告第1号の説明を求めます。

報告第1号 令和4年度中川村一般会計繰越明許費繰越計算書について御報告いたします。

令和4年度中川村一般会計補正予算（第8号）及び（第9号）で定めました繰越明許費を別紙計算書のように翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告いたします。

裏面、繰越明許費計算書を御覧ください。

2款 総務費では、コロナ禍により事業実施が延びたことや補助金など該当事業完了が次年度になることから、合計で1億3,130万6,000円を繰り越しました。

6款 農林水産業費では、陣馬形線の被災箇所に係る村単工事部分や林道黒牛折草峠線の道路横断溝設置事業の完了が次年度になるため、合計412万2,700円を繰り越しました。

7款 商工費では、陣馬形の森公園の避難小屋厨房設置事業やチャオ地場センターの雨漏り修繕で合計1,188万9,000円を翌年度に繰り越しました。

8款 土木費では、道路維持管理費の3路線、村道新設改良事業の2路線、橋梁維持管理費及び住宅管理事業で合計1億594万4,000円を繰り越しました。

9款 消防費では、水防費723万9,000円を繰り越しました。

続いて10款 教育費では、中学校管理費で47万円を繰り越しました。

11款 災害復旧費では、林道陣馬形線の災害復旧費増工分680万1,000円を繰り越したものであります。

令和5年度への繰越額の合計は2億6,777万1,700円となります。

以上、御報告いたします。

次に報告第2号の説明を求めます。

報告第2号 令和4年度中川村一般会計事故繰越繰越計算書について御報告いたします。

これは令和3年度から令和4年度に繰り越しました11款 災害復旧費の農林水産施設災害復旧費について、令和4年8月の豪雨の影響により増派し、令和4年度内の完了が困難となったことから441万4,200円を事故繰越したものであります。

以上、御報告いたします。

次に報告第3号の説明を求めます。

報告第3号 中川村下水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法第26

条第3項の規定により報告します。

予算繰越計算書を御覧ください。

地方公営企業法第26条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる繰越額を522万5,000円としたものです。

繰越理由につきましては、伊那建設事務所発注の県道北林飯島線道路改築工事の繰越しに伴い、同一施工断面に埋設する管路布設替え工事の繰越しによる工期延長であります。

以上、御報告いたします。

次に報告第4号の説明を求めます。

報告第4号 中川村土地開発公社の経営状況について御報告いたします。

地方自治法の規定に基づき別紙のとおり中川村土地開発公社の経営状況を説明する書類を提出し、報告するものですが、先ほど議長からお話がありましたとおり、この場におきましては、令和4年度の事業報告及び決算並びに令和5年度の事業計画及び予算につきまして、過日、理事会において承認いただいている旨を御報告申し上げます。

詳細につきましては場所を改めて全員協議会で説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

お諮りします。

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

〔中川村税条例の一部を改正する条例の制定について〕

及び

日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

〔中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕

を議会会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、日程第4 承認第1号及び日程第5 承認第2号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

それでは、承認第1号 中川村税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の条例改正は、本年3月31日付で地方税法等の一部を改正する法律及び政令等が公布されたことに伴い中川村税条例の一部改正を行ったもので、3月31日付で専決処分を行いましたので、ここに報告し、承認を求めるものであります。

例規集は第1巻1751ページからになります。

お手元にお配りしてありますA3横版の資料1に沿って御説明いたしますので、条

○地域政策課長

○議長

○地域政策課長

○議長

○建設環境課長

○議長

○地域政策課長

○議長

○議長

○住民税務課長

例及び新旧対照表と併せて御覧ください。

今回の改正は、村民税における森林環境税及び森林環境譲与税に関わるもの、軽自動車税における半導体不足の状況を踏まえ現行の税率区分を据え置くもの、種別のグリーン化特例について期限を延長するもの、また固定資産税における自然災害に係る特例を定めるものなどが主なものでございます。

第34条の9第2項から第47条の6の改正は村民税に関するものとなります。

では始めます。

第39条の9第2項から第47条の6の改正は村民税に関するものとなります。

34条の9第2項は後ほど御説明いたします。

第36条の3の2第2項は給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化を図るため新設されるもので、第2項から第5項は項ずれの修正です。

戻りまして、第34条の9第2項から第44条までと第47条から第47条の6までは、令和6年度から施行となります森林環境税及び森林環境譲与税の導入に伴う改正でありますので、まとめて御説明いたします。

第34条の9第2項の配当割額または株式等譲渡所得割額の控除は、今回の法律施行令に伴う改正。

第38条は個人村民税の徴収の賦課徴収方法について規定するもの。

第41条は個人村民税の納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加するもの。

第44条は給与所得に係る個人村民税について、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税を含む旨を規定するもの。

2ページ。

第46条は後ほど御説明いたします。

第47条は法改正に伴う字句の修正。

第47条の2は公的年金等に係る所得に係る個人村民税の特別徴収の方法により徴収する公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税を含む旨を規定するもの。

第47条の6は法改正に伴う字句の修正であります。

上に戻っていただきまして、第46条第1項の給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務など、また第48条第1項、第5項及び第50条第1項と第2項は、いずれも法人税に関するもので、法改正に伴う様式の追加です。

だ82条第1項第1号エは、軽自動車税におけるミニカー区分から三輪以上の特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボード等を除外する規則改正に伴う修正です。

第98条第1項第5項及び第101条第1項は、いずれもたばこ税に関するもので、法改正に伴う様式の追加です。

以下は附則の改正であります。

不独裁8条第1項 肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例は、適

用期限を令和5年度まで延長するもの。

附則第10条は法改正により法附則第64条を削除。

3ページの附則第10条の2第3項から第18項までは法改正による項ずれの修正。

第20項は法附則第64条の削除に伴い削除とし、新たに第20項として大規模な修繕等が行われたマンションに対する固定資産税等の減額措置の割合値を追加するものです。

また、これに関連して附則第10条の3第11項は、この税額の減額措置を受けようとする者がすべき深刻について新たに加えます。

附則第10条の4第2項は、平成30年7月豪雨にかかる固定資産税の特例の適用期間について、法改正に合わせて延長をするものです。

4ページ。

附則第10条の5は、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用をする者がすべき申告について、法規定の新設に合わせて加えるものです。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税について、臨時的軽減措置に係る規定を削除するものであります。

附則第15条の2の2第4項は、不正行為に起因した軽自動車税環境性能割の納付不足額を徴収する際に加算する割合の変更及び規定の整備。

5ページ。

附則第15条の6第3項 軽自動車税の環境性能割の税率特定は、法改正により臨時的軽減措置に係る規定を削除するものであります。

附則第16条は、軽自動車税の種別割のグリーン化特例について、特例の期限を最大3年間延長する法改正に合わせ年度、期間などの字句の修正、第7項、第8項では税額等をそれぞれ修正するもので、これに合わせて附則第16条の2第1項、第3項は軽自動車税の種別割の賦課徴収について改正するものであります。

附則第17条の2第1項及び第2項は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例について、適用期限を令和8年度まで延長するものであります。

施行期日は、附則第1条のとおり、令和5年4月1日であります。

ただし、附則第1条各号の規定は、それぞれに定める日から施行となります。資料下段の施行期日欄に記載してあります施行日を御確認ください。

また、経過措置につきましては附則第2条から第4条で定めております。資料の経過措置についても併せて御確認ください。

では、続きまして承認第2号 中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の条例改正は、本年3月31日付で地方税法等の一部を改正する法律及び政令等が公布されたことに伴い中川村国民健康保険税条例の一部改正を行ったもので、3月31日付で専決処分を行いましたので、ここに報告し、承認を求めるものであります。

例規集は第1巻2051ページからになります。

同じくA3横版の資料2に沿って御説明いたしますので、併せて御覧ください。

今回の改正は、国民健康保険税の賦課額に関する基準等について、保険料負担の公平の確保及び低所得層の保険料負担の軽減を図るための課税限度額の見直し及び保険料軽減判定に係る算定基礎額の見直しの改正等であります。

第2条第3項は課税額の改正であります。後期高齢者支援金等課税額の限度額を20万円から22万円に引き上げるものであります。

第23条は国保税の減額に係る改正であります。第1項は第2条の課税限度額の改正に合わせて行うもの、負担軽減措置の見直しにより第2号で5割軽減世帯に係る被保険者数に乗ずる金額を28万5,000円から29万円に、また第3号で2割軽減世帯に係る被保険者数に乗ずる金額を52万円から53万5,000円に引き上げるものであります。

第23条の2第1項は本条例の改正に伴う規定の整備。

また第24条の2第2項は国民健康保険条例に合わせた修正であります。

以下は附則の改正であります。

附則第2条から附則第4条及び附則第6条から附則第9条、附則第12条及び附則第13条は、対応する法令の規定に合わせた修正であります。

施行期日は令和5年4月1日で、附則に記載のとおりであります。

適応区分についても資料に記載のとおりであります。

以上、御承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

まず承認第1号の採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、承認第1号は承認することに決定しました。

次に承認第2号の採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、承認第2号は承認することに決定しました。

お諮りします。

日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて  
〔令和4年度中川村一般会計補正予算（第9号）〕

日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて  
〔令和4年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）〕

日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて  
〔令和4年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）〕

日程第9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて  
〔令和4年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）〕

日程第10 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて  
〔令和5年度中川村一般会計補正予算（第1号）〕

以上の承認案件5件を議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、日程第6 承認第3号から日程第10 承認第7号までの5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○副村長 それでは承認第3号 令和4年度中川村一般会計補正予算（第9号）について御説明をいたします。

今回の補正予算は、令和4年度の最終執行見込みにより予算の調整を行い、3月31日付で専決処分を行ったものであります。

議案書に沿って御説明をいたします。

第1条 歳入歳出予算の補正は、既定の予算総額に8,044万円を追加し、総額を45億7,340万円とするものであります。

第2条は繰越明許費の補正で、第2表により、第3条 地方債の補正は第3表によるものであります。

1ページからの第1表 歳入歳出予算補正は、款項区分別の補正額及び補正後の予算額であります。

6ページ、第2表 繰越明許費補正であります。令和5年度への繰越しとなる事業について各事業の最終執行見込みにより補正を行うものであります。

8ページ、第3表 地方債補正につきましても各事業の執行見込みによる起債限度額のせいで、臨時財政対策債につきましても一般財源で財源確保ができたことから廃止をいたします。

地方債全体では2,100万円の減額であります。

次に事項別明細書について御説明をいたします。

なお、今回は最終執行見込みによる予算の調整が主なもので、さきの全員協議会で概要を御説明しておりますので、細かい説明は省略をさせていただきます。

初めに歳入、12 ページからお願いします。

1 款 村税は、課税実績、収入見込みにより全体で 1,190 万円の増。

13 ページ、2 款 地方譲与税は、それぞれ交付額確定により 203 万円の増であります。

14 ページ～16 ページの各種交付金も額の確定に伴う補正で、金額はそれぞれ予算書に記載のとおりでございます。

17 ページ、12 款 地方交付税 5,748 万円は、特別交付税の交付額確定による増。

18 ページ、14 款 分担金及び負担金、19 ページの 15 款 使用料及び手数料も収入見込みによる補正で、分担金及び負担金が 375 万 4,000 円の増、使用料及び手数料は 319 万 3,000 円の増であります。

21 ページ、16 款 国庫支出金、24 ページ、17 款 県支出金も県各事業の国県負担金・補助金等の交付額確定に伴う補正で、国庫支出金は全体で 10 万 6,000 円の減、県支出金は 1,087 万 5,000 円の減であります。

27 ページ、18 款 財産収入は、積立基金利子等の増と、財産売払い収入 508 万 5,000 円は沖町の戸建て村営住宅 1 戸の売払い収入であります。

29 ページ、寄附金の一般寄附金 30 万円は村内の方から御寄附をいただいたもの、教育費寄附金 100 万円は養命酒製造株式会社様より創立 100 周年を記念していただいたものであります。

ふるさと応援寄附金は収入実績により 338 万円を追加するものであります。

御寄附をいただいた皆様には、改めて御礼を申し上げます。

30 ページの 20 款 繰入金は、新型コロナ事業者支援対策として積み立てた特別運転資金利子補給基金からの繰入金で、給付実績により 48 万 7,000 円の減。

31 ページ、22 款 諸収入は、いずれも収入実績による補正であります。リニア中央新幹線関連事業に係る J R 東海協力金の追加等があったため、全体で 2,923 万 2,000 円の増であります。

33 ページ、23 款 村債は、第 3 表の地方債補正に係る各事業の起債額の補正であります。

続いて歳出について御説明をいたします。

34 ページ、議会費は、議会共済費 69 万 6,000 円の減。

35 ページ、2 款 総務費は総体的な不用額の減額で、全体で 955 万 5,000 円の減でありますが、38 ページの特定目的基金は、ふるさと応援寄附金の増額分 337 万 7,000 円の積立と教育費寄附金としていただいた 100 万円を積み立てるもので、392 万 7,000 円の増であります。

少し飛んで 43 ページの 3 款 民生費であります。社会福祉費の社会福祉総務費は障害者支援事業 891 万 7,000 円の減、住民税非課税世帯臨時特別交付金 373 万円の減等で、全体で 1,541 万円の減であります。

44 ページの老人福祉費は、介護保険事業特別会計繰出金の減等により 1,365 万 6,000 円の減であります。

45 ページの児童福祉費は、扶助費、人件費等の減により 225 万 1,000 円の減。

46 ページ、4 款 衛生費も総体的に執行実績による不用額の減額が主なものでありますが、47 ページ、予防費は新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る令和 3 年度の補助金の精算返還金 766 万円の追加で、541 万 9,000 円の増となっております。

続いて 49 ページの 6 款 農林水産業費であります。農業費は全体で 1,242 万 7,000 円の減で、主なものは農業振興費が各種補助金・交付金の交付実績等で 646 万 6,000 円の減となっております。

51 ページ、農地費、村単農地事業はインフラ長寿命化計画策定業務委託の契約実績により 455 万円の減であります。

さきの全員協議会で御質問がございました大幅な減額の理由につきましては、当業務は公共施設等総合管理計画の個別施設計画として令和 2 年度から主要な農業用水路について現況を調査して長寿命化計画の策定を進めてできたものであります。もともと農業用水路に関する台帳がなく調査すべき水利延長の把握ができなかったこと、また支線を含めてどこまで調査をするかというところも不確定でございましたので、総延長 130 km を想定し、3 年度に分けて概算事業費で予算を確保して進めてきたものであります。

結果的に、令和 3 年度までに約 90 km が完了し、令和 4 年度の業務発注に当たり現場調査をした結果、調査が必要と判断した水路延長が約 5 km 程度であったことから、事業費が大幅に減少したものであります。

なお、予算につきましては、昨年度導入した G I S システム地図上に農業用水路図を搭載する経費も見込んで留保しておりましたが、システム構築の中で水路図搭載できませんでしたので、最終で減額補正をさせていただいて落とすものであります。

林業費であります。林道管理事業が 1,000 万円の減額であります。3 月議会定例会で提出した補正予算（第 8 号）で御説明をしたものでございます。広域林道の陣馬形線災害復旧工事の増工分につきましては補助災害の対象になったということで予算を災害復旧事業費に組み替えましたが、財務会計のシステム上、既に執行済み予算の減額が同時にできないため、科目修正処理を行った後に今回の補正で減額調整を行うものであります。

53 ページの 7 款 商工費は商工振興事業の各種負担金補助金の交付実績による減額で、349 万 4,000 円の減。

55 ページ、8 款 土木費は事業実績・見込みによる補正で、全体で 964 万 7,000 円の減。

57 ページ、9 款 消防費は、上伊那広域消防本部負担金の減、消防団員出勤実績による報酬等の減、小河川管路布設替え工事に係る水道事業会計負担金の減等で、全体で 1,263 万 6,000 円の減であります。

58 ページ、教育費も総体的に執行実績による不用額の減額で、全体で 827 万 9,000

円の減であります。

61 ページの 11 款 災害復旧費は、林業費で御説明をした林業災害復旧事業補助金の財源組替えであります。

最後に、62 ページ、14 款 予備費であります。今回の補正予算による収支差額分と翌年度繰越明許費一般財源分 1 億 1,018 万 2,000 円を含めて 1 億 8,401 万 5,000 円を増額し、予算の調整を行うものであります。

なお、余剰財源につきましては、令和 4 年度決算により繰越額が確定した段階で令和 5 年度補正予算において基金への積立て等を計上する予定でございますので、御承知おきいただきたいと思います。

以上、御承認のほどよろしくお願いいたします。

○保健福祉課長

それでは承認第 4 号 令和 4 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）をお願いいたします。

第 1 条で歳入歳出それぞれ 1,020 万円を減額し、予算の総額を 4 億 5,480 万円とするものです。

6 ページからの歳入ですが、国保税収入の見込みが確定し、一般被保険者分と退職者分を合わせて 302 万 2,000 円を減額します。

7 ページの県支出金のうち保険給付費等交付金、普通交付金は、一般被保険者療養給付費療養費及び高額療養費の負担金が確定し減少したため 616 万円を減額するものです。

特別交付金分は最終実績に合わせ 236 万 8,000 円の減額となります。

9 ページの繰入金金は、一般会計繰入金金が療養給付費と出産育児一時金の実績により 146 万円減額となります。

また、被保険者数の減少により国保税収入が見込みを下回ったため、支払準備基金から 50 万円の繰入れを行います。このことにより基金の年末残高は 2,500 万円となります。

10 ページの諸収入は、皆減と一般被保険者延滞金収入分 6 万 6,000 円と雑入 229 万 7,000 円を増額します。

続いて 11 ページからの歳出ですが、1 款の総務費から 23 ページの 8 款 諸支出金まで、いずれも事業の実績に伴う更正減です。

24 ページの予備費で収支を調整しました。

次に承認第 5 号 令和 4 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）をお願いいたします。

第 1 条で総額に歳入歳出それぞれ 200 万円を増額し、予算の総額を 6 億 8,700 万円とするものです。

5 ページからの歳入ですが、保険料は第 1 号被保険者の介護保険料の見込みが確定し、現年度分と滞納繰越分を合わせて 546 万 7,000 円を増額します。

6 ページの国庫支出金は、地域支援事業の補助金が確定したことにより、全体で 179 万 4,000 円を減額します。

7 ページの支払基金交付金は、介護給付費交付金が確定したため 816 万 6,000 円を増額します。

8 ページの県支出金は、地域支援委事業などの補助金が確定したため、全体で 109 万 6,000 円を減額します。

10 ページの繰入金金は、介護認定者数の減少に伴い介護給付費が減少したため、全体で 908 万円を減額します。

11 ページ、諸収入は、皆減と指定事業所収入などの確定により 33 万 9,000 円を増額します。

12 ページからの歳出ですが、1 款 総務費から 15 ページの 5 款 地域支援事業まで、事業の実績に伴う更正減になります。

16 ページの基金積立金ですが、介護サービス給付費が見込みを大きく下回ったため、介護給付費準備基金に 2,000 万円を積み立てるための増額補正で、このことにより基金の年度末残高は 6,200 万円となります。

18 ページの予備費は、4,858 万 1,000 円を増額し 5,078 万 7,000 円となります。

介護サービス給付費の減額により、国庫支出金ほか、令和 5 年度で 3,800 万円ほどの償還が見込まれます。よって、実際の繰越額は 1,200 万円ほどとなる見込みであります。

続きまして承認第 6 号 令和 4 年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）をお願いいたします。

第 1 条で総額から歳入歳出それぞれ 186 万 5,000 円を減額し、予算の総額を 5,813 万 5,000 円とするものです。

5 ページからの歳入ですが、保険料は収入額の見込みが確定し 159 万 1,000 円を減額します。

6 ページの証明手数料は皆減。

7 ページの繰入金金は、事務費繰入金金が確定したため 25 万 9,000 円を減額します。

8 ページの諸収入は皆減となります。

9 ページからの歳出ですが、1 款の総務費から 11 ページの 3 款 諸支出金まで、いずれも事業の実績に伴う更正減です。

12 ページの予備費で収支を調整いたしました。

以上、御承認のほどよろしくお願いいたします。

○副 村 長

それでは承認第 7 号 令和 5 年度中川村一般会計補正予算（第 1 号）について御説明をいたします。

今回の補正予算につきましては、4 月 18 日の議会全員協議会で御説明をいたしました令和 5 年度の新型コロナワクチン接種及び子育て世帯生活支援特別給付金に係る予算で、4 月 19 日付で専決処分を行ったものであります。

議案書の第 1 条 歳入歳出予算の補正は、既定の予算総額に 830 万円を追加し、総額を 39 億 3,630 万円とするもので、款項区分別の補正額及び補正後の予算額は第 1 表 歳入歳出予算補正によるものであります。

事項別明細書の歳入から説明をいたします。

5 ページ、16 款 国庫支出金であります。国庫負担金は新型コロナワクチン接種事業に係る国庫負担金 273 万 2,000 円の追加、国庫補助金は子育て世帯等臨時特別支援事業関係補助金 230 万円と新型コロナワクチン接種体制確保事業補助金 307 万円の追加であります。

6 ページ、17 款 県支出金は、県が支給する独り親世帯に対する子育て世帯生活支援等特別給付金に係る市町村事務費補助金 11 万 5,000 円の追加であります。

次に歳出であります。8 ページ、3 款 民生費の児童福祉費は、子育て世帯生活支援給付金及び給付に係る事務費で、241 万 5,000 円の追加。

9 ページ、4 款 衛生費は、5 月から開始しております 65 歳以上の高齢者や基礎疾患を有する方、医療機関・高齢者施設等従事者に対するワクチン接種にかかる経費 580 万 2,000 円を新たに計上するものであります。

10 ページ、予備費を 8 万 3,000 円増額し予算の調整を行います。

以上、御承認のほどよろしくお願いいたします。

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

初めに承認第 3 号の採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

全員賛成です。したがって、承認第 3 号は承認することに決定しました。

次に承認第 4 号の採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

全員賛成です。したがって、承認第 4 号は承認することに決定しました。

次に承認第 5 号の採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

全員賛成です。したがって、承認第 5 号は承認することに決定しました。

次に承認第 6 号の採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議 長

○議 長

○議 長

○議 長

○議 長

○議 長

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、承認第 6 号は承認することに決定しました。

次に承認第 7 号の採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、承認第 7 号は承認することに決定しました。

日程第 11 議案第 1 号 中川村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長 議案第 1 号 中川村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

例規集は第 1 巻 401 ページになります。

提案理由は、個人番号カードの確認をもって印鑑登録証明書の交付を可能とするため本案を提出するものです。

第 4 条第 4 項第 1 号は印鑑登録の際に本人であることを証明するものに個人番号カードを加えるものです。

第 9 条第 1 項では、役場窓口で印鑑登録証明書の交付を申請する際に個人番号カードを提示した場合でも証明書の交付を可能とし、第 3 項として多機能端末機会の証明書発行について改めて加えます。

個人番号カードの活用機会を増やし、住民の皆さんがより使いやすくするためにつなげるものであります。

施行期日は公布の日からになります。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次……。

○9 番 (大原 孝芳) 今回の一部改正については国のマイナンバーカードの方針でもって行われると思います。これについては全国一律にそういった指導があって行われるわけですが、今の状況を見ていると、いろんな問題があるということが指摘されていて、各自治体が今回の議会で、恐らく全ての自治体はこういった条例改正に動いていると思うんですが、それについて私たちがどうこう言うことはなかなか難しいんですが、やっぱり今後は、こういった条例に基づいて、村民たちがこの規約の中でいろいろ動くと思うんですが、国のそういった方針に対して、いろんな瑕疵があったときにはどういようなことが想定されるとか、それで、現状、今回はこういっ

○議 長

○議 長

○住民税務課長

○議 長

○議 長

○9 番

た法令を私たちが承認する中で、今後そういったことが起きたときに、村民に不利益が生じたときにはどのような対処をするとか、そういう御指導があった中でこういうような、何ていうんですか、条例改正みたいなものが出てきているのか、それとも全く今までの状態——国の方針によって動いているのかっていう、そこら辺の状況をちょっとお聞かせ願いたいんですが、どうでしょうか。

○住民税務課長 ただいまの御質問なんですけれども、今、新聞報道等、テレビ報道等でマイナンバーカードのいろいろなシステムトラブル等が報道されております。

今回の村の議案の内容は、システム的なものとはまた別に、窓口での印鑑登録証のカード——オレンジのカードがあるんですが、それ以外でも個人番号カードの提示によって印鑑登録証明書を発行できるようにするといった内容のものです。

今後、国のほうからの要請で条例改正がある場合は全国の自治体が一斉に動き出すことになると思うんですが、今回は、ちょっとそれとはまた別に村の住民の皆さんの利便性を考えた上での改正となりますので、よろしく願いいたします。

○9 番 (大原 孝芳) あれですかね、ちょっと私も存じ上げていないんですが、こういった条例改正の動きに対して、例えば県、あるいは——多分、県でしょうかね、こういった条例改正を行いなさいっていう指導の下に行われていくってということなんでしょうか、こういった流れってというのは。そこを教えてください。

○住民税務課長 今後、個人番号カードはスマートフォンに搭載することもできるという方向に進んでいくと思うんですが、それについては、国や県を通じまして条例改正の指導といたしますか、そういった文書等が届いているのは確かなんです。それをいつやるかというか、そこら辺は自治体の判断になってくると思うんですが、恐らく全国一斉ということで、これからそういった条例改正がどこでも出てくるかと思えます。

○議 長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第2号 中川村上下水道運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○建設環境課長 議案第2号 中川村上下水道運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について

御説明をいたします。

本案につきましては、本年3月、中川村浄化槽維持管理組合が解散したことを受け、上下水道運営審議会への組織構成の改正を行うものであります。

例規集の該当ページは第2巻の2507ページになります。

第3条第2項第4号中、「浄化槽維持管理組合の代表」を「浄化槽使用者を代表する者」に改めます。

本条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用いたします。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第3号 財産の取得について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○地域政策課長 議案第3号 財産の取得について説明をさせていただきます。

中川村村営巡回バスの車両を取得するため、中川村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により本案を提出するものであります。

内容については、取得する財産はバス車両1台であります。

取得の目的は中川村村営巡回バス。

取得の方法については指名競争入札であります。

取得価格は1,086万1,270円。

取得先は中川村大草6698番地、有限会社ナカロク自動車販売中川支店であります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。  
討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長 討論なしと認めます。  
これから採決を行います。  
本件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
〔賛成者挙手〕  
○議長 全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。  
お諮りします。  
日程第14 議案第4号 令和5年度中川村一般会計補正予算（第2号）  
日程第15 議案第5号 令和5年度中川村水道事業会計補正予算（第1号）  
日程第16 議案第6号 令和5年度中川村下水道事業会計補正予算（第1号）  
以上の3議案を議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長 異議なしと認めます。したがって、日程第14 議案第4号から日程第16 議案第6号までを一括議題とします。  
提案理由の説明を求めます。  
○副村長 日程第14 議案第4号 令和5年度中川村一般会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。  
議案書の第1条 歳入歳出予算の補正は、既定の予算の総額に5,270万円を追加し、総額を39億8,900万円とするもので、款項区分別の補正額及び補正後の予算額は第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。  
第2条は地方債の補正で、第2表によるものであります。  
4ページ、第2表 地方債補正であります。村道維持管理事業過疎債ソフトの追加と三共緑地整備事業過疎債ハードの変更増で、全体で1,370万円の増額であります。  
次に事項別明細書の歳入から御説明をいたします。  
7ページをお願いします。  
16款 国庫支出金、総務費の国庫補助金4,099万8,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加、教育費補助金は東小学校空調機器に係る学校保健特別対策事業補助金の追加であります。  
8ページ、17款 県支出金、総務費県補助金はアンフォルメル中川村美術館を拠点として実施いたしますなかがわ芸術村事業が県の地域発元気づくり支援事業に採択をされたため追加をするもの、林業費補助金は村有林整備に係る補助金の追加であります。  
9ページ、22款 諸収入の受託事業収入、四徳水源林造成事業収入は、四徳東山団地の水源林造成事業に係る国立研究開発法人森林研究・整備機構からの受託金であります。整備機構の今年度の事業計画及び事業量の見直し等により2,198万2,000円

の減であります。  
雑入は、消防団員退職報奨金の追加と、その他産業振興関係は1,584万6,000円ですが、北島頭首工災害復旧工事に係る国県補助金の過年度清算金が757万円、中部電力からの協力金が827万6,000円あります。  
10ページの23款 村債は、第2表 地方債補正に係る予算の追加であります。  
続いて歳出であります。全体的に人件費の補正がございますが、4月1日付人事異動に伴う職員給与費の補正が主なものでありますので、ここの説明は省略させていただきます。  
12ページの2款 総務費からお願いします。  
文書広報費、電子化推進事業委託料330万円は、マイナンバーの適正な管理、運用を図るため、国の個人情報保護委員会からマイナンバー取扱い業務の安全管理措置点検が求められており、専門的な知見を有する業者に点検支援業務を委託して行うものであります。  
財産管理費の工事請負費50万円は、旧中川カントリーエレベーター跡地の排水対策工事費の追加であります。  
13ページ、むらづくり事業の交付金50万円は、地方創生臨時交付金活用事業により、ふるさとを離れて生活している学生等に対して1万円の生活応援給付金を交付するものであります。  
14ページ、バス等運行事業の委託料107万2,000円は、南回り線最終便の運行時間を延ばしたことによる増額であります。  
諸費、自治振興費補助金340万円は、地区集会施設のLED化に対する補助金を拡充し、追加要望を受けて増額するものであります。  
16ページ、3款 民生費であります。社会福祉費、社会福祉総務費の交付金20万円と老人福祉事業の交付金180万円は、地方創生臨時交付金活用事業として村内の障害者福祉施設、介護保険事業所等に対する原油価格・物価高騰等支援交付金を追加するもので、以下、児童福祉費の子育て支援施設への交付金45万円、衛生費、予防費の村内医療機関等への交付金140万円につきましても同様でございます。  
社会福祉費、社会福祉総務費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金は、地方創生臨時交付金活用事業低所得世帯支援枠として新たに計上するもので、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり3万円を交付するものであります。  
19ページ、4款 衛生費の保健衛生総務費、水道事業費、水道事業会計補助金80万3,000円は、令和4年度に借入れを行いました企業債の元利償還金に対する補助金の追加であります。  
21ページ、6款 農林水産業費であります。農業費の農業振興事業930万円は、農業担い手支援事業補助金について、農業法人の大型機械購入等3件を含め、新たに5件の補助要望があったため増額をするものであります。  
21ページ、国土調査費の委託料92万円は、地籍調査筆数及び調査費積算基準単価の改定による増額であります。

23 ページの林業費、林業振興費、村有林管理事業は 1,737 万 8,000 円の減額であります。先ほど歳入で御説明いたしましたとおり四徳東山団地の水源林造成事業について森林研究・整備機構の今年度の事業計画の見直し等により機構からの受託金が減額となったため関連予算を減額するものと、委託料の保育業務 301 万円の追加は、陣馬形山周辺の村有林の間伐等、施業計画面積の増により追加をするものであります。

24 ページ、商工費、商工振興費の負担金、補助及び交付金は、地方創生臨時交付金活用事業関連予算の追加が主なもので、負担金 1,050 万 8,000 円は当初予算に計上したプレミアム商品券発行事業についてプレミアム率を 2 割から 5 割へ引き上げるなど、計画変更による増。

補助金は、新規事業者創業支援に係る商工業振興事業補助金 200 万円の追加と、太陽光発電施設、LED 化等、省エネルギー設備等に対する補助金 500 万円を新たに計上し、商工事業者の省エネ対策、CO<sub>2</sub>削減対策を支援するものであります。

交付金 900 万円は、昨年度に続き光熱費・物価高騰の影響を受けている商工事業者等に対して支援金を交付するものであります。

観光費の観光事業の投資及び出資金 30 万円は、さきの全協で御説明をいたしました南信州リゾート株式会社への出資金であります。

次に 8 款 土木費であります。27 ページの橋梁維持費の工事請負費 160 万円は、昨年度施工した牧ヶ原橋修繕工事において一部追加修繕が必要な箇所が判明したため工事費を追加するものであります。

都市計画費の都市計画総務費委託料 113 万円は、都市計画用途区域変更に係る関係書類作成等に係る業務委託費であります。

公園管理費の公有財産購入費 1,210 万円は、全協で御説明をいたしました天竜川に隣接する三共地区の緑地整備に係る土地購入費で、今年度、国の河川改修事業が予算化され、当地の用地取得が予定されているため、村も並行して用地取得を進めるものであります。

29 ページ、消防費であります。共済費 55 万 2,000 円の追加と補助金 26 万円の減額は、消防団員の福祉共済掛金について、従来は、個人負担で、その一部を村が補助する形で行っておりましたが、団員の福利厚生の上と負担軽減を図るため村が全額を負担することとしたもので、報奨金につきましては 3 月末退団者の増による貸借報奨金の追加であります。

次に 10 款 教育費であります。小学校費の教育振興費、中学校肥野教育振興費にそれぞれバス使用料の追加がございますが、巡回バスを含めた村のバス車両の必要台数と維持管理経費等を踏まえ、購入から 29 年を経過する多目的バスを車検期限が到来する 6 月で廃止し、公有バスの全体の台数を減らすことから、遠方や多人数の移送につきましては極力バス運行事業者に依頼する方針としたため追加をするものであります。

33 ページのアンフォルメル中川村美術館管理事業 100 万 2,000 円は、歳入で御説明をいたしました県元気づくり支援金を活用したなかがわ芸術村事業にかかる経費の追

加で、美術館の開館 30 周年に合わせて特別展やワークショップ等を行うものであります。

最後に、予備費を 521 万 4,000 円減額し予算の調整を行います。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○建設環境課長

議案第 5 号及び第 6 号について提案説明をさせていただきます。

まず議案第 5 号 令和 5 年度中川村水道事業会計補正予算（第 1 号）について提案説明いたします。

今回の補正は、人事異動及び企業債等による収益的支出及び資本的収入支出の補正をするものです。

第 2 条 収益的支出について、営業費用を 40 万 5,000 円減額、営業外費用を 24 万 7,000 円増額し、総額を 1 億 2,994 万 2,000 円とするものです。

第 3 条 資本的収支の補填額を記載のとおり 6,778 万円に改め、資本的収入について令和 4 年度に借り入れた企業債の元利償還金に対する一般会計からの基準内繰入れとして 80 万 3,000 円を増額し、総額を 1 億 8,526 万 3,000 円とし、資本的支出について令和 4 年度に借り入れた企業債の元利償還分として 121 万 3,000 円を増額し、総額 2 億 5,304 万 3,000 円とするものです。

第 4 条では職員給与費を記載のとおり減額し、第 5 条では今回の補正予算において受け入れる一般会計からの補助金について増額した額を定めています。

15 ページの予算実施計画明細書を御覧ください。

営業収益の総係費 40 万 5,000 円の減額は、人事異動及び会計年度任用職員関係によるものであります。

営業外費用の 24 万 7,000 円の増額は、令和 4 年度に借り入れた企業債利息分の増加によるものです。

16・17 ページは資本的収入及び支出の補正内容となります。

以下、補正予算に関する説明書を添付してございますので、それぞれお目通しをいただきまして、提案説明とさせていただきます。

続いて議案第 6 号 令和 5 年度中川村下水道事業会計補正予算（第 1 号）について提案説明いたします。

今回の補正は人事異動に伴う収益的支出の補正をするものです。

第 2 条 収益的支出について、営業費用に 196 万 8,000 円を増額し、総額を 2 億 7,326 万 8,000 円とするものであります。

第 3 条では、職員給与費について記載のとおり増額するものであります。

12 ページの予算実施計画明細書を御覧ください。

営業費用の総係費 196 万 8,000 円の増額は人事異動によるものであります。

以下、補正予算に関する説明書を添付してございますので、それぞれお目通しをいただきまして、提案説明とさせていただきます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これから議案第4号から議案第6号までの質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。  
次に討論を行います。  
討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。  
これから採決を行います。  
初めに議案第4号の採決を行います。  
本件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。  
次に議案第5号の採決を行います。  
本件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。  
次に議案第6号の採決を行います。  
本件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。  
ここで暫時休憩とします。再開は午前10時55分とします。  
〔午前10時36分 休憩〕  
〔午前10時55分 再開〕

○議 長 会議を再開します。  
日程第17 一般質問を行います。  
通告順に発言を許します。  
7番 島崎敏一議員。

○7 番 (島崎 敏一) 私は、さきに提出した一般質問通告書に基づき、本日は2点の質問をします。  
1つ目は「なかがわ暮らし推進協議会の活動について」です。  
地域政策課むらづくり係が3月中旬にチャオの情報発信コーナーで空き家相談出張窓口を開設しました。これは初めての開催ということで、4組の相談があり、いずれも住まいをお探しの方でした。  
また、同じく3月末に村民有志の団体が地域支援事業補助金を活用して行った「暮らそう、なかがわ。ツアー」では、空き家を探す24名の方々が集まり、定員を超える盛り上がりとなりました。  
しかし、移住希望者の方に対して提示できる空き家があまりに少ないのが現状であ

ることが改めて浮き彫りになりました。

せっかく中川村に住みたいと思っている方がいるにもかかわらず住める家がない、第1候補が中川村への移住なのに対して飯島や松川などの近隣市町村の空き家ですとかアパートに移住する方がいらっしゃいます。みすみす地域活性化のチャンスを逃しているのと同じことで、大変残念に思っています。

私は3月議会の一般質問で今お伝えしたようなイベントを今後も行うべきとお伝えしました。担当課長の答弁では要望があれば行うという趣旨の発言をされましたが、要望があつてからではなく、より主体的に行政が関わるべきと考えます。理由は2点あります。

物件オーナーは村外在住の方も多数おり、そういった方々は行政に声を届けにくく、また受け取る情報も少ないからです。

2つ目として、村内在住の物件オーナーも現状の空き家バンクのシステムに多少なりとも不安を感じています。例えば地区の付き合いをうまくやってくれるかですとか、御近所に迷惑をかけないようにやってくれるか、草刈りをちゃんとやってほしいですとか、移住者と周囲との関係性を気にされるお話をあちこちで伺います。

上記2点の課題を改善して空き家バンクの登録物件数を増やし移住を促す取組として2点の提案をします。

1つ目は関係人口創出のためのイベントを積極的に行うべきということです。これは、地元の方、移住者の方、双方の関係づくりのきっかけの場を提供するために行うイベントです。

コロナ禍が明けつつあり、実際に人と人が対面することの大切さ、効果を多くの方が感じています。実際に会って生まれる思いや関係性の中から、この村に住んでみたいなですとか、ああこういう衆が空き家を探しているんだな、ちょっと自分の家を空き家バンクに登録してみようかなですとか、そんなような意識の変化が生まれるものだと思います。

また、都市部で移住を希望されている方々は、心のふるさとを求めるですとか、暮らしそのものを楽しむですとか、そのようなキーワードで地域との関係性を育むタイプの観光が注目されています。

中川村の魅力は人だと思いますので、村のポテンシャルはまだまだあるように感じます。

そして2つ目の提案です。移住希望者と物件オーナーをつなぐコーディネーターのような存在が必要だと思います。空き家の発掘ですとか、具体的な生活イメージの相談ですとか、リフォームやリノベーションの相談、近隣住民との関係性の構築など、物件オーナーと移住者、双方にとって効果の高い活動が見込めます。

現在、なかがわ暮らし推進協議会というものがあります。その中の構成員として今申し上げたようなコーディネーターを登用するなど、もしくは地域おこし協力隊として登用するなど、実効性のある取組をするべきと考えます。

ちなみに、なかがわ暮らし推進協議会の設置要綱をホームページのほうで見ました

○地域政策課長

ところ、推進協議会の実施事業は4つありまして、空き家・空き地バンクの運営、不動産情報の紹介、移住・定住に関する各種情報の発信、その他目的達成に必要な事業とあります。最後に申し上げた4つ目のその他目的達成に必要な事業という部分で関係人口の創出とコーディネーターの登用が必要だと思います。

今申し上げた提案と質問に対して役場担当者の答弁をお願いします。

御提案ありがとうございます。

3月に初めて行いました空き家相談出張窓口や地域づくり支援事業補助金を活用してのイベントの実績については、今、議員が述べたとおりであります。

まず最初の質問でございますが、今後も積極的にイベントを行うべきとのことですが、空き家相談出張窓口については、3月の定例会での答弁でも次年度も引き続き開催していきたいと、その旨と、開催頻度や相談体制については、要望等を考慮した中で、それに応じて相談会の開催数などを増やすことも検討していきたい旨の答弁をさせていただきます。

新型コロナの5類への移行によりまして、観光をはじめ、これまで自粛や中止だったイベントも再開をされてきております。

関係人口創出のためのイベントは、移住・定住対策にかかわらず、来村する観光客や村内外の団体が行うイベントもあるかと思えます。関係部署と連携しながら関係人口や交流人口の増に取り組み、移住・定住につなげていければと思っております。

続いて、移住者と物件オーナーをつなぐコーディネーターが必要ということで、なかがわ暮らし推進協議会の構成員として登用するなど実効ある取組をということであります。

昨年9月の一般質問で村長からも答弁させていただいておりますが、空き家バンクに登録された物件については、村が移住者と所有者の間に入って地区加入の必要性や地区費などの負担金のこと、共同作業のことなどをお話しさせていただき、必要に応じて地区総代さんへ質問に対してのおつなぎをしているところであります。希望者と所有者の不安等を払拭するよう努めております。

議員もおっしゃるように、問合せや移住希望者に対して紹介できる物件が少ないということは認識しております。

今後は空き家相談出張窓口の継続的な開催と相談しやすい環境整備に努めまして物件の登録増に向けて取組を強化していきたいと思っております。

来年4月からは相続した不動産の登記義務化が始まりますので、空き家の適正管理の推進や空き家バンクへの新規登録等に向けての1つの契機になるのではと期待するところでもあります。

なかがわ暮らし推進協議会の構成員としてコーディネーターを起用し実効性のある取組をとることでありますが、暮らし推進協の関係では協議会の中で村全体の空き家、空き地が活発に動く施策協議を行っております。まず協議会の中でお話をさせていただき、機関のほうへ投げかけをしたいと思えます。

実効性のある取組については、やはり、まずは紹介できる物件数を増やすことに努

め、村有地や村営住宅の活用も含めて取組強化を行いたいと思っております。

議員のおっしゃるように、地区をよく知っている方に空き家活用のコーディネーター、この場合は集落支援員として活動してもらうのも1つの方策として引き続き検討を進めてきたいと思っております。

コロナ禍で停滞した各事業を加速し推進させるよう努めてまいりたいと思っております。

○7 番 (島崎 敏一) 前向きな答弁をありがとうございます。

幾つか聞きたいことがあるんですが、空き家相談出張窓口を今年度も行うということで、前回はいわゆる土日に開催したんですが、3連休以上のお盆ですとか年末ですとか、そのような時期に規制される方も大勢いる中でやるべきと考えますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○地域政策課長 前回の御質問の中でも提案をしていただいていることかと思えます。

連休中、お盆の帰省だとか、そういうところでやることについては、村外から帰省されている方に対して紹介をできるというよい機会というふうに考えております。

ただ、先ほども申しましたように多くの方が来られたとしても今現在はなかなか紹介できる物件が少ないということで、逆にそこのところを進めなければ、せっかく相談に来たのに自分が求めるような物件が非常に少なくということでは村に対してのイメージが下がってしまうのではないかと、そういったことをちょっと危惧する部分もございます。

先ほど地区とのつながりのある方もしくは空き家活用のコーディネーターを増やしてということで、そういったものも検討しながら、もう少し地区へ空き家の活用について発信して、とにかく物件のお貸しいただくもの、もしくは売却したいもの、整理したいものっていうものをいま一度洗い出して、ぜひ村のほうに情報をいただきたいことを進めていくように考えております。

ただ、連休中とか年末を含めて、土日に開催っていうのは基本的に考えております。平日でなく、そういった休日に今後も開催していきたいというふうには思っておりますので、よろしくをお願いします。

○7 番 (島崎 敏一) 空き家相談出張窓口は、もちろん移住希望者にとってもそうなんですけれども、物件オーナー——空き家を所有している方にこそ来てほしいなと思っております。より効果的なアナウンスを村のほうでもしていただいて、空き家バンクの登録物件数をまずは増やすことを目指してほしいなと思えます。

今後の政策に期待をしつつ、次の質問に移りたいと思えます。

「こども政策を育んでいくために」ということで、先ほど東小6年生が来てくれましたが、もう本当に、まさしく今日来ていただいた子どもたちのために大人が責任を持ってできることをやっていくべきという思いで本日は質問をさせていただきます。

今年4月よりこども家庭庁が発足し、こども基本法が施行されました。現在、子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に国を挙げて取り組むために法整備が進んでいます。

こども家庭庁は今年度こども大綱を策定し、それに基づいて各都道府県がこども計画を立て、各市町村でもこども計画を立てることが努力義務となっています。

現在、本村での子ども政策は、保健福祉課、保健センターの管轄で運営をされている子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを中心に利用者と各施設をつないでいます。

児童福祉法改正によって、この2つの仕組みを1つにしたこども家庭センターを各市町村に設置する努力義務が厚生労働省より出されています。これは令和6年度の設置目標で、村でも現在検討中とのことです。

また、教育委員会の管轄で、子ども育成推進会議の活動に加え、現在、学校の統合を考える仮称ですがスクールデザインプロジェクトが今年度から始まっています。村内の子ども政策への注目を増していくべき時期となっています。

そんな背景の中、現状の制度をよりよい状態にするために村内の幼児期の子を持つ保護者の方々と子どもの居場所となる施設を運営する方からの意見をお伝えします。

まず保護者からです。

村内の子どもの育成に関わる施設——これは民間施設から教育施設まで幅広くなんですが、各施設の連携の仕組みがよく分からない、また現時点での連携図のようなものがなく仕組みが分かりづらい、保健福祉課と教育委員会の連携が分かりにくい等です。これは、学校の統合問題について考えたときに、子を保育園に預けているのか保育園に行く前の子の親御さんが、現状のことをどこに相談に行けばいいんだろうか、分かりにくいという話を割と多く聞いた中から出てきたお話です。

次に施設運営者側からです。

ほかの施設のことをよく知らない、施設の特性を理解したネットワークができれば利用者の子どもにとってもっとよいサポートができる。これは、最近できましたこども食堂ですとか野外保育もりっこですとか、そういった方々とお話ししていたところ、大変手厚く支援をする姿勢は感じられるのだけれども、いろいろな子どもの居場所となるような拠点の横のつながりがないということは何かもったいないというふうにおっしゃっていました。

そのような意見を踏まえて下記の2点の提案をします。

1つ目、行政側は各施設の視察を行うなど積極的に各施設の特性ですとか状況をするべき、2つ目として各施設の運営者同士が互いを知るための交流会を行うべき、そして3つ目として、このような子ども施策の仕組みを利用者にとって分かりやすく提示できるようにするべきと考えます。

行政がしっかりと視察などを行い各施設の特性を知ること、そして横のつながりもしっかりとつくっておくことで行政と各施設の縦と横の顔の見える関係が構築されると思います。そして現状よりも互いの施設への理解が促進され、利用者にとってもより実のある提案ができる効果が高まります。そして、そのような仕組みを分かりやすく情報提供することで、より利用者に周知が広まると考えます。

中川村は子育て世帯を全力で応援しますと銘打って村政運営をしています。上記

の提案に対して担当課の考えを聞かせてください。

○村 長

担当課ということでございますが、全体のことについて私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

議員がおっしゃるように、村内には子どもの育成に関わる施設がここ数年のうちに幾つかできております。先ほど言われました「もりっこ」、野外保育施設であります。それと、こども食堂については、昨年、もっと言いますと、横前にもう少し前から将来的には子ども食堂としても受け入れられるよってという施設ができてはありました。ここ数年のうちに幾つかできているということでありまして、また、このような施設の協力があって、さらに村の子育て支援事業を強化していけるというふうに思っております。

新しくできた施設では保健福祉課の担当者が見学等をしておりますし、施設の皆さんと、綿密とまでは行きませんが、取っかかりでありますけれども、話を始めておるところであります。

今後、必要に応じて視察を行い、それぞれの特性を知り、地域の子育て中の保護者のニーズに合った事業所をいろんな意味で相談があった場合には紹介をしていくというふうにしていきたいというふうに考えております。

まず、お尋ねの保健福祉課と教育委員会の連携の仕組みが分かりにくいということでございますけれども、1つは、事務局が離れておることがありますので、情報を共有していくのに少し時間がかかるということはあると思いますが、それぞれで開催する会議等には声を掛け合いますし参加し、課題や情報の共有をしておるところであります。

今年2月に新しく始める子育て支援事業について協力していただく事業所の皆さんを集めて連絡会を開催いたしました。連絡会には、子育て関係だけではなくて、介護事業所の運営者にも数名参加をいただいております。自己紹介として各事業所の事業内容の紹介もしていただいておりますので、運営者同士が互いを知るということができ、情報交換等ができたのではないかなというふうに考えております。

今申し上げたような連絡会っていうのは必要でありますし、これから必要なサービスに声をきちんと反映していく、それに合った提供ということを考えていくと、連絡会はこれからも開催していきたい、こういうふうと考えておるところであります。

今後は、子育て関係はもちろん、福祉、介護の事業所の皆さんにも一堂にお集まりいただき、情報交換会、交流会なども計画していきたいというふうに思っております。

先ほど議員のほうからお話がありましたこども家庭センターでありますけれども、これは全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関というふうになるわけであります。

村は、こども家庭センターを来年度——令和6年度から設置する予定で今から検討をしておるところであります。

設置に向けて制度の内容等も住民の皆さんに周知していく必要があろうかなと思っておりますし、併せまして子どもに関する政策が子育て世代のみならず全世代に向け

ても伝わるように各機関と連携して情報を発信できればというふうに考えています。

あとは、教育委員会の関係につきましては教育長のほうから答弁をいたすところであります。

○教育長 今、村長より保健福祉の立場から答弁がございましたが、私のほうからは教育の立場から少しお答えをさせていただきたいというふうに思います。

保健福祉課と教育委員会との連携の仕組みが分かりづらいという御指摘がございました。

議員も今日の御質問の中でお話しいただきましたが、これまでも議会で説明してまいりました。

教育委員会と保健福祉課とが連携して子どもたちの育成を図るために、平成 20 年に子ども育成推進会議を設置いたしまして現在に至っているという状況でございます。保健福祉課、あるいはその関係機関、教育委員会の事務局、それと学校を含めた関係機関が一堂に会しまして、年に 4 回ほど会議を開いて、情報共有、あるいは連携した取組をしてきております。

また、個別の事案につきましても教育委員会と保健福祉課のほうは連携して取り組んでおりまして、こういう小さい村でありますので、やはり顔が見える状況下で連携ができるということが強みかなあというふうに承知をしております。

また、村内の子どもの育成に関わる施設がここ数年のうちにできてきているっていうことは、私どもも承知をしております。

私も子ども食堂でありましたり森に行かせていただいて、「もりっこ」の様子も含めて様子を見させていただいたり、お話もお伺いしてまいりました。

これらは、保健福祉の分野からの子育て支援というものと、教育の分野からは子どもの地域での居場所づくりというようなところになるろうかと思えますけれども、子どもを主人公として見たときには、それぞれが重なってそれぞれのお子さんをどう育んでいくかと、そういうことになろうかと思えます。

そうした点では、議員の御指摘のとおり、こうした施設等が、これから子育てをしていく、あるいは居場所となる村の資源としてお互いにつながりあって取り組んでいくことがさらに力になるというふうに承知をしております。

子ども育成推進会議でこうした施設等によるネットワークづくりに取り組んでいきたいと今は考えておりまして、そういう中では、保健福祉課のほうで取り組んできている、あるいはこれから子ども家庭センターの設立に向けて取り組んでいく取組と教育委員会が居場所づくりという観点で進めたいということがさらに重なってくると思えますので、こうしたネットワークづくりに一緒に取り組んでいきたいというふうに現在は思っているところであります。

とかく受血的な発想で考えがちですけれども、ぜひこういうものが子どもたちを育んでいく積極的な学びの場として、資源として位置づけられるような、そんな展開ができればなあということを今は考えているところであります。

○7 番 (島崎 敏一) 村長、教育長、前向きな答弁をありがとうございます。

今、教育長が子どもの居場所に関わる施設を村の資源であるとおっしゃっていたことにすごく希望を感じました。

また、ネットワークづくりの大切さなども今のお話に合った中で、これからの希望を感じています。

そんな中で、私も大変似た思いであります。子育て、子どもの居場所というところ、つい子どもですとか保護者だけの居場所というふうに文脈から捉えられてしまいがちですが、私自身も、こども食堂、野外保育の施設ですとか、あと西小の横の児童クラブですとか、大草城址公園の子どもの居場所づくりですとか、いろいろな子どもの居場所に行きますと、ただ単に子どもを見守るという以上に、すごく地域コミュニティーの中心になり得る可能性を持っている場所だなあと思っております。

こども食堂なんかは、実際にはもうお子さんが大きくなられて、それでも何か子どもに関わりたいという方たちが有志で、皆で子どもたちと食事を作る手伝いをするですとか、あとは子どもの遊ぶのを見守るですとか、そういったつながりが生まれて、単純に保護者だけで子育てをするのではなくて、地域で本当に子どもたちを見守って地域が活性化していつているのを目に見えるように感じて、とても可能性を感じています。

そんな中で、ちょっと 1 点御質問なんですけれども、来年度子ども家庭センターを設置するために今いろいろ御尽力をされていると思うんですが、実際の保護者の意見ですとか、また中川村の子どもの意見などを取り入れて、より利用者の声を生かした来年度の子ども家庭センターの設置をするべきと考えますが、考えを聞かせていただければありがたいです。

○保健福祉課長 それでは子ども家庭センター設置に向けての考え方を説明させていただきます。

今までは、子育て支援策、それこそ保護者の方のニーズ調査から始まって、このように進めてきております。

子ども家庭センターにつきましても、保護者だったり該当する子どもたちだったり、聞けるようであれば意見等を反映させてよりよいものにしていきたいと考えております。

○7 番 (島崎 敏一) 前向きな答弁をありがとうございます。

子育てに関わる保護者だけでなく、地域全体でこの施策について育んでいければと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長 これで島崎敏一議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後 1 時とします。

[午前 11 時 30 分 休憩]

[午後 1 時 00 分 再開]

○議長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

3 番 中塚礼次郎議員。

○3 番 (中塚礼次郎) 私は、さきに通告いたしました2問の質問をいたします。

1つ目の質問は新型コロナウイルス感染症第5類移行後の高齢者施設支援について伺います。

昨年10月から今年2月上旬の新型コロナウイルス感染症8波でクラスターが発生した高齢者施設では、感染者の87%が療養期間中——原則10日間に入院できず施設に留め置きされていたことが分かり、1人も入院できなかった施設は31%に上ったことが高齢者施設の施設長らでつくる「21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会」の調査で明らかになりました。

また、2022年の老人福祉・介護事業者の休廃業、解散は、2010年の調査開始以来過去最多の495件、前年比で15.6%増を記録し、2022年の倒産も過去最多の143件を記録し、倒産と休廃業、解散の合計は638件と初めて600件台を超え、ヘルパー不足や競争激化に加え、コロナ下での感染予防から利用控えが進んだほか、物価高の影響で事業継続を断念する介護事業者も相次いでおり、倒産と休廃業、解散は紙一重のケースも多いと言われ、高齢化が進む中での介護事業者や介護従事者の苦境は家族も含めて誰もが介護難民に直面する可能性を示唆されています。

新型コロナウイルス感染者の国内初確認から3年4か月、新型コロナの感染法上の位置づけが5月8日にこれまでの2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類に移行しました。行動制限に関する法的根拠がなくなり、感染対策は個人の判断に委ねられます。

5類への移行に伴い無料だったウイルス検査や外来診療の費用は自己負担となり、政府の試算によりまずと初診料は最大4,170円となる見通しで、入院する場合は軽減措置として最大2万円が補助されますが、行政による入院調整もなくなり、高齢者施設が協力医療機関を通して医療機関間で入院調整することになります。

しかし、確実に入院させるには保健所や都道府県による入院調整機能の継続、充実がどうしても必要です。

クラスター防止のためには感染源の施設への持込みを防ぐことが大切です。陽性者が発生した場合だけでなく、感染拡大期には無症状の職員への定期・集中的検査が欠かせません。

高齢者やその家族が安心して施設利用ができること、働く職員の安心・安全のためにも、高齢者施設事業者の事業運営継続のためにも、5類移行後の高齢者施設への行政支援施策がどうしても必要と考えます。

行政としての考えと支援策について伺います。

○保健福祉課長 それでは高齢者施設の支援について回答をさせていただきます。

御存じのとおり、新型コロナウイルス感染症は5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上で5類感染症に位置づけられました。

このことから、長野県新型コロナ対策本部では、日常における基本的な感染対策については個人の主体的な選択を尊重し個人や事業者の判断に委ねることが基本、激変緩和措置として相談機能や高齢者施設における対応などは必要な措置を当面継続する、法令に基づく行動制限を伴った強い要請等は行わず、感染症法に基づく情報提供を行

うことなどを基本的な考え方としております。

村においても県の考え方を基本に対応をしているところです。

長野県による高齢者施設等における感染防止対策としては、高齢者施設等が従事者を対象に行う自主検査経費の補助や感染対策に要した経費の補助を継続することになっております。

村でも新型コロナ抗原検査等の補助制度は当面の間継続します。

ワクチン接種であります。これは村内5か所の高齢者施設に対し訪問接種を5月23日～26日に実施しました。利用者、従事者、合わせて171人が接種を済ませております。

医療従事者の接種も同時期に実施が終わっております。

5月29日からは個別接種が村内診療所で始まっています。

事業継続支援としましては、6月の補正予算に計上させていただいてありまして、原油価格高騰支援として高齢者施設にも事業内容や規模に応じて交付金を支給していきます。

現在実施している支援は以上となりますが、村では介護事業所連絡会を随時開催し、事業所からの要望等を聞き取り、対応しております。

介護人材、後継者の不足、原油価格・物価高騰により経営が困難、新型コロナにより事業収入が減少、このままでは事業の継続が難しいというような声は聞いております。介護保険事業では住民が必要とする介護サービスを利用できる体制をつくることも事業内容の1つとなっております。今年度は次期介護保険計画の策定年度でもあります。これまで以上に事業所とは連携を密にして、必要な体制づくり、支援策について検討していきたいと考えております。

○3 番 (中塚礼次郎) ただいま課長のほうから細かい支援策についてお話がありました。

先ほども言いましたように、コロナウイルス感染症対策と、追い打ちをかけるように物価高というのがあり、今度はまた電気料金も大幅な値上げがされるといふような報道もあるということで、今、課長が言いましたように、それぞれの施設の人たちとよく相談をして、できるだけそういった事業が継続できるように村としても努力をお願いしたいと思います。

今はそういった高齢者施設なかなか空きがなくて大変な状態だということも私も承知しておりますので、村にある施設が何とか事業を継続できるためにも、行政としての支援と、引き続き親身になって相談に乗ってやっていただきたいというふうに思います。

続いて2つ目の質問に移ります。

2番目の質問ですが、私は2021年3月議会の一般質問で交流センターを核としたチャオ周辺の活性化に向けて川の駅の開設への取組について村の考えを質問いたしました。

村長からは、人の流れや需要を綿密に調査して、在り方としては十分考えていくべきとの考えが示されました。

チャオ周辺の活性化による交流人口の拡大は課題とされ、研究、検討もされてきた経過はありますが、その後の進捗はありません。

現在、多くの自治体では交流人口の拡大に向けて交流・触れ合いの場として道の駅が開設されていて、その機能が発揮されています。

飯島町には田切と七久保の2か所、豊丘村には1か所、また駒ヶ根市中沢地区の竜東線沿いに計画もされています。話に聞けば、下伊那でもそのような計画があるようです。

私は、さきの質問の中で、天竜川を水系とする上下伊那地域には川の立地を生かした川の駅は開設されていない点、国道153号と天竜川が並走する地域は中川村以外にも存在はしますが、美しい自然と眺望、天竜川を目の前にして親しめる唯一の場所であること、コロナ禍を乗り越えて、さらに持続可能な村づくりと発展を見据えて開設の可能性を求めてきました。

再度この質問を取り上げたのは、5月8日の新聞報道に「川の駅」でにぎわいづくり「河川周辺の防災施設活用」「国交省」、こういった新聞報道がありました。

国土交通省は河川周辺の整備をしている防災施設で平時からにぎわい創出にも活用するMIZBEステーション制度を始めました。河川沿いの自然を生かし、防災意識の向上と地域活性化の両方を狙い、今後は川の駅として各地で整備を進めたい考えです。利用者には敷地内の防災施設を見学して水害について知ってもらい、さらにスポーツイベントや自然体験活動、地場製品の販売などを通じて周辺地域のにぎわいをつくる。

国交省は、行政だけでなく河川流域の住民も一体となって水害対策に取り組む流域治水の考えを推進していて、川の駅をきっかけにふだんから河川を身近に感じてもらい、利用者に災害リスクや防災の重要性を発信していく考えです。

ステーションは河川防災ステーション施設に店舗やレジャー施設を一体的に整備、運営する仕組みで、既存の9か所と今後整備予定の2か所の計11か所を認定いたしました。

長野県では、飯山市の千曲川沿いに来年度から国によるステーション整備が行われます。

国交省のこの事業の活用、認定は可能なのか、検討と交渉を進めることでチャオ周辺の活性化、川の駅の開設と天竜川河川公園を活用した天竜川に親しむキャンプ場やドッグランなど、交流人口の拡大に向けてことができると考えますが、村の考え、取組についてお聞きをいたします。

それでは川の駅の御質問についてお答えをさせていただきます。

令和4年度、国土交通省では、長野県内において飯山市の千曲川と高森町の天竜川の2か所をMIZUBEステーションとして新規に登録を行いました。

高森町の山吹地区MIZBEステーションは、平時は町において整備するレストランやキャンプ場、カヌー、ビーチバレー、スケートボード、サイクリングなどのスポーツの活動拠点として地域活性化やにぎわいの創出を期待し、災害時には緊急復旧活動

や水防活動の拠点となることとなっています。

整備内容は、国交省が根固めブロック等の備蓄やヘリポート、町が水防センターやレストランなどの拠点施設やキャンプ場、スポーツパーク等の整備を行います。

千曲川の飯山地区MIZBEステーションは、防災用備蓄土砂の上面をテントサイト及びドッグランなどのレクリエーション施設として利活用することで隣接する既存の道の駅と一体となって地域活性化やにぎわいの創出が期待されているということになっています。

共に基盤となる部分は防災施設として国が整備を行い、上部の利用や施設については自治体が整備、管理を行うことになっております。

一方、道の駅は、平成5年の制度創設以来30年が経過し、全国で1,204駅が登録されています。

国交省では、地方創生、観光を加速する拠点への進化として「道の駅」第3ステージ」と銘打ち、取組を進めております。

具体的には、道の駅同士や民間企業、道路関係団体とのつながりを面的に広げることで元気に稼ぐ地域経営の拠点としての力を高めるとともに、広域的な防災拠点となる防災道の駅認定制度の導入と重点支援を行っていくとのことであります。

道の駅とMIZBEステーションなどの川の駅事業では、共に防災がキーワードになってきています。東日本大震災や近年多発する自然災害などを念頭にしているものと考えられ、基礎自治体としても協力、連携できる部分であると考えますが、MIZBEステーションについては防災拠点として河川のポイント箇所への設置が求められることから、高森町と比較的近接する中川村において本事業による整備は難しいものというふうに考えます。

川の駅については、県内の事例として上田市において道の駅と川の駅の一体的な施設が平成22年に開所しています。

しかし、近年、国交省では、川の駅よりは流域治水にも関係するMIZBEステーションや地域の河川利用を推進する取組である「かわまちづくり」に力を入れていきます。

御質問のチャオ周辺における川の駅開設と天竜川河川公園の活用については、川の駅だけではなく、地域防災拠点や河川利用なども念頭に置いた総合的な利活用と地域振興が必要であり、そのため、広く関係者の皆さんや天竜川上流河川事務所など関係機関とも連携し、研究を続けていきたいというふうに考えております。

○3 番 (中塚礼次郎) 国交省のこういった方針が出てきたので、前回ちょっと質問したことが幾らか可能性があるんじゃないかということで、今日はこの質問をしたわけです。

可能性として、交渉してみて前向きに取り組んでいくということが必要だというふうに思います。国のそういった事業を有効に使うってチャオ周辺の活性化ということに一步でも近づけられるような方向に持っていっていただきたいというふうに思います。ぜひお願いしたいということで、私の一般質問を終わります。

○議 長 これで中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。

○建設環境課長

○5 番

次に、5番 桂川雅信議員。

(桂川 雅信) それでは質問通告に基づきまして3問の質問をいたします。

まず一番最初は「発達障害・不登校の児童生徒の教育機会の確保について(その3)」として「～スプレーによる室内環境汚染防止の徹底を～」と題して質問いたします。

直接的に発達障害、不登校児童の問題を取り上げたものではありませんが、保護者、関係者の室内環境汚染防止への意欲を高めるために、ぜひ御回答いただきたいと思っております。

毎年度、厚労省が発表している「家庭用品に係る健康被害の年次とりまとめ報告」という文書があります。直近では令和4年12月に2021年度版が報告されております。

この報告書には「家庭用品による皮膚障害、吸入事故等に関する情報を収集・分析し、健康被害を防止する上で必要な留意事項をまとめた。」とありますが、ここでは特に吸入事故について述べておきます。

まず、この報告書が対象としている事故事例ですが、冒頭に「家庭用品の安全確保は、第一義的には製造事業者等の責任ではあるが、開発・製造の段階で安全対策措置が十分に検討されていても、誤使用による事故及び当初は予測できなかった危険性に起因する健康被害の発生を完全に排除することは困難である。」として「主に使用者側の要因による事故情報は収集・集計、分析の対象とはしていない。」とあります。

このことを知った上で資料を読んでもみると、2021年度版の吸入事故例のうち殺虫剤12件、防虫剤7件、防水スプレー6件、除菌剤6件——除菌剤については、2020年度は42件でした。この報告では「原則として製品設計上、想定された範囲での使用に伴う健康被害」としてありますので、使用上の注意を読まずに噴射したものなどは除外されている可能性があります。症状を訴えることができない乳幼児は当然除外されているはずですので、報告されている被害数は全国的には氷山の一角と見るべきと考えます。

この報告の「おわりに」では次のように述べています。「使用者においては、使用上の注意をよく読み、正しい使い方を理解して使用するとともに、たとえ使用上の注意に書かれていないことであっても、製品の特徴を考慮しながら、そのリスクを十分に理解したうえで適切に使用することが新たな事故防止につながると考えられる。」「使用者においても、本報告を契機に、家庭用品によって発生し得る健康被害の危険性について留意し、購入時の製品選択や適正使用の重要性を認識していただくとともに、殺虫剤をはじめとする家庭用化学製品を使用する際は、周辺の住民、特に化学物質への感受性が高い人への配慮をお願いします。」いかにも上から目線の報告だとは思いませんか、皆さん。

ここでいう感受性が高い人とは、当然、乳幼児や妊婦などが含まれているはずで、環境省は妊娠中の殺虫剤・防虫剤使用と子どもの新生児黄疸の発症について警告を出し、妊娠中に屋内でのスプレー式殺虫剤散布の使用頻度が高いと新生児高ビリルビン血症の発症が多いことが信大の研究で明らかになったと報告しています。

環境省は2011年から2027年まで日本中で10万組の子どもたちとその御両親に参

加していただく大規模な疫学調査、子どもの健康環境に関する全国調査——エコチル調査を2011年より実施しており——エコロジーとチルドレンを組み合わせるエコチル調査を行っています。この調査は、赤ちゃんがお母さんのお腹にいるときから13歳になるまで定期的に健康状態を確認し、環境要因が子どもたちの成長、発達にどのような影響を与えるのかを明らかにする調査としています。

さきに挙げた「妊娠中の殺虫剤・防虫剤使用と子ども新生児黄疸の発症について」を国立環境研究所と信州大学が公表したのは2020年9月ですが、このことについて村ではどのように関係者に周知されてきたのか教えてください。

○保健福祉課長 村では特に周知してきておりません。

○5 番 (桂川 雅信) 実は、妊娠中の殺虫剤・防虫剤使用と子ども新生児黄疸の発症についてというポスターがあります。これは厚労省、環境省が出しているポスターですが、たまたまですが、私は、先日、片桐診療所の廊下にこのポスターが掲示されているのを見ました。調べてみると2020年9月にこれが公表されておりますので、それから3年近くたっているということになります。

私たちの身の回りでは、実はこのことがあまり知られていないというのが大変ちょっと恐ろしい感じだというふうに思いました。特に妊娠中の殺虫剤・防虫剤使用については、関係者の妊婦さんも含めてですが、家族の方々にきちんとした周知の方法が必要なのではないかとこのように感じました。このことについては、また後ほど申し上げたいと思います。

現在、スプレー式の殺虫剤で使用されている成分には主にピレスロイド剤が含まれており、これは除虫菊の殺虫成分として利用されてきましたが、現在スプレーなどで使用されているピレスロイド剤は化学合成されたものであって、内分泌攪乱物質——いわゆる環境ホルモンですが——の1つとして挙げられていますし、防虫剤に含まれるジクロロベンゼンはP R T Rの第1種指定化学物質です。

環境省が国の事業としてエコチル調査を始めた頃、同じ頃ですが、東京都神経科学総合研究所と東大など5大学の医学部、薬学部の研究者5グループ57名の研究者が5か年の研究成果を「内分泌かく乱物質の脳神経系機能発達への影響と毒性メカニズム」として報告書を発表しています。

「医学的には脳の微少な機能発達障害とされてきた学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症児が、2003年文科省調査で全学童の6.3%にのぼるなど、ここ50—60年の間に米国や日本で、子どもたちの様々な行動の異常が増えつつあり、社会問題になっている。このような大きな人口全体に見られる数世代という短い期間での変化は、数千年以上かかる遺伝子変化とその拡がりでは説明できず、この間進んだ人工化学物質による環境・人体汚染から家庭・社会環境の変化まで、広い意味での環境が原因と考えられる。」「遺伝子は正常でも環境因子によって遺伝子発現がかく乱されれば、発達異常は当然起こるのである。しかも「胎児期や新生児期の脳の、どの部分の発達が、どの時期に、どのような毒性化学物質によって傷害されるか」によって、子どもや若者の知能・行動に、それぞれ異なった表現型を持つ、多様な異常

を起こすことが予想された。」と書いています。

実は、この報告書は大変膨大な報告書でありまして、しかも内容は専門的な内容で、専門家に向けた報告書でありますので大変読みづらい報告書であります。

この膨大な報告書に後書きがあります。この後書きでは研究成果として次のように書いてあります。

「活動依存性の遺伝子発現のかく乱をおこす環境化学物質群も検出可能になった。」つまり、この5年間の研究で環境化学物質群——遺伝子の発現に攪乱を起こす物質が検出可能になったと書いています。「しかしながら初めは杞憂かも知れないと思っていたLD、ADHD、高機能自閉症との関係を次々に示唆するデータがでていることは、(中略)、研究の成功をてばなしで喜ぶ気分になれないのが残念である。」と述べています。

お分かりになるとおり、つまり内分泌攪乱物質が子どもたちのこういった障害に関係しているということが事実だったということはこの報告書で述べています。ここでは明らかに公的機関が内分泌攪乱物質など遺伝子発現の攪乱を起こす物質とLD、ADHD、高機能自閉症などとの関係があることを述べておりまして、全国的にこれらの児童生徒が増加している現在では注目すべき報告であることは事実であります。

一方で、スプレー式殺虫剤等の使用上の注意にはこんなことが書いてあります。例えば「人体に向かって噴射しないでください」「また噴射気体を吸入しないでください」「噴射中は噴射する人以外の入室を避け、噴射後は室内を十分換気してから入室してください」など、たくさんの注意事項がありますが、現実にこれらの製品を使用する場合に注意深く使用されているのか大変疑問です。

家庭用殺虫剤と名前がついていても決して安全な薬物ではないことをもっと多くの村民に周知されるべきではないでしょうか。

そこで質問です。

下記の③までまとめて質問いたします。

①保健福祉課では、このような情報をこれまで乳幼児の保護者に伝達されたことがありますか。

特に乳幼児期室内環境に重大影響を及ぼすとされる殺虫剤、防虫剤、防水剤等の室内でのスプレー剤の使用状況について、これまでに保育園、保健センターで聞き取り調査を行ったことがありますでしょうか。

②県内や中川でもLD、ADHDの児童生徒が以前に比べると増加傾向であることは明らかですから、上記のような情報を正しく周知し注意喚起することが必要と考えますが、いかがですか。

あわせて保育士、保健師の認識も向上させていただき、保護者との面談に生かしていただく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

③国は厚労省の報告に見られるように被害を受けるのは使用者が使用上の注意を守っていないからだとの立場で、有害物質を規制する方向ではない以上、村は使用者側にしっかりと注意喚起をする必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○保健福祉課長 それでは1番と2番に関して保健福祉課でお答えをさせていただきます。

①番に関してですが、保健福祉課では乳幼児健診時に子どもの誤飲事故防止について資料を基に説明をしております。資料の中にはスプレー類使用の注意喚起も掲載されています。

使用状況についての聞き取り調査は、保健センターでも保育園でも実施はしておりません。

②番に関してですが、発達障害の増加の背景には多くの要因が複雑に絡み合っていると考えられます。当事者の保護者、同居家族への心理的影響を一番に考え、情報提供や支援をしております。

家庭用殺虫剤が室内環境に重大な影響を及ぼすことについては、保育士や保健師が今後学びを深めた上で生かしていけたらと考えております。

○村 長 被害を受ける方に関しての注意事項、このことでもありますけれども、エコチル調査につきましては、2011年に始まり、2013年まで10万組の親子を調査対象にした国家プロジェクトであるということが環境省のホームページに出ておりました。

それで、区割りを行いまして、ここは甲信地域という部分での区割りになっているようであります。

それで、上伊那では4,000組の親子が調査に参加をしているということでもあります。

2011年に開始でありますので、これは12歳までの追跡調査をやっている、今は一定のところの年齢に到達しておるわけでありましてけれども、さらに専門委員会の中では18歳到達まで継続すべきであると報告がされており、このような方向でもって調査が継続される模様というふうにも書かれておりました。

保健福祉の行政、関係者がすべきこととして、乳幼児健診をはじめ様々な場面で使用上の注意を守って使用していただきたいということ、これの注意喚起をしていくように関係職員には理解をしてもらおうようにし、実施をしていきたいというふうにも思っております。

エコチル調査につきましては、今、議員がおっしゃられたように、例えば学習障害ですとか、何ていいますか、多動注意欠陥、あるいは自閉症というような子どもたちが非常に多くなっている、これは日本だけではなくて外国にもその傾向が見られるということでもって始まったとたまたま信州大学の医学部の先生のお話を聞いて、私もちょうどこのときに関わったつもりであります。

そういう意味で、やはりこれは追跡調査をされるべきであろうし、先ほど議員がおっしゃられたように調査報告の中ではそういったことがもう研究者の中では明らかになっているというふうなことでありますので、やはりこのことはもっと注視されるべきであろうと思いますし、私どもとしては、今おっしゃられたように、使用上の注意というものが単なる注意ではなくて非常に大事なことであるということを職員がきちんと説明ができるようにしていきたいというふうにも思っております。

○5 番 (桂川 雅信) 今のお答えの中では、過去にも使用上の注意を守るようにということとは宣伝物で書かれていたというお話です。

実は、私はこれまで台所用合成洗剤について同じことをずっと言ってまいりました。使用上の注意をどれだけの人が読んでいるか、皆さん御自身がどう考えておられるか分かりませんが、台所用合成洗剤を使っている全国民のほとんどの方は使用上の注意を読んでおりません。

私がこのことについて話を始めたのは20年ぐらい前ですが、その頃は、台所用合成洗剤は1,000倍に薄めて使うようにと使用上の注意に書いてありました。今でもそういう製品があります。私がこのことをずっと言い続けたものですから、最近では400倍に薄めるようになっているものもあります。でも、少なくとも数百倍から1,000倍です。つまり、台所用合成洗剤も農薬と同じような希釈倍率で使ってくださいというのが使用上の注意です。

しかも、洗い流すとき、流すときも大変細かな指示が書いてあります。水で洗い流すときは5秒以上だというふうに書いてあります。どれぐらいこれを守っている方がいるでしょうか。

少なくとも国民はテレビで宣伝されている台所用合成洗剤あるいは防虫スプレー、殺虫スプレーを見ていて、実際に使用上の注意を読むようになるのでしょうか。ほとんどの方は読まないです。

それで、例えばこういう事故が起こったとしても、厚労省は逆にカウントしないようになっているんです。使用上の注意を読んでいないのはあなたのせいですよ。メーカーもちゃんと使用上の注意を読んでくださいと書いています。それなのに読んでいないで事故が起こったのはあなたの責任です。こういう論理になっているわけです。

しかし、実際には事故が起こっている。目に見えない障害がたくさん起こっている可能性があるわけです。このことを行政はもうちょっと深く考えていただきたい。

使用上の注意を守って使ってくださいという周知徹底だけでは駄目なんじゃないか。防虫スプレーの成分にはどんな危険があるのかということをはっきりと述べていただきたいと思います。注意喚起というのはそういうことです。使用上の注意を守ってくださいというのは注意喚起ではないです。

もう既にメーカーがそういうことはずっと言い続けているわけですので、使用上の注意を守ってくださいではなくて、この成分にはどんな危険があるのか、この製品にはどういう危険があるのかということは正確に周知していただく必要があると思います。その仕事は、行政の保育士さんであったり保健師さんであったり、保健担当部門のほうでやっていただかなければならないというふうに思います。

今、保健福祉課のほうから認識を向上させるために学習を深めるというふうにお話がありましたので、ぜひそのことについて進めていただきたいと思います。

④ですが、学校教育現場についてのお願いです。

教員が直接このことについて言及することは大変難しいことだということは分かります。

ただ、少なくとも教育委員会は、児童生徒の家庭内での室内環境を健全な状態に維持、改善し、これ以上被害が拡大することを防止するために保健福祉課と連携して教育委

員会としての周知方法を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○教育長

発達障害の背景要因であるとか増加等についてのこれまでの議論について今日は触れるつもりはございませんけれども、議員からお話がありましたが、学校教育の現場から教職員が発達障害の原因に関わる内容について保護者に言及するということは、議員も御指摘のとおり、学校教育にはなじまないというふうに考えております。

また、学校教育の現場からこうした発信をすることで当事者である保護者の皆さん方が御自身を責めるなどのきっかけになる可能性も考えられますので、直接お子さんを預かり指導、支援をしている立場とすると、このことについてはむしろ慎重な対応が求められる事柄であろうというふうに認識をしております。

今、保健福祉課のほうから村の対応についての答弁もございましたけれども、教育委員会としましては、一連の村の取組、そうしたものへの協力については検討が可能かと思っておりますので、そうした立場で対応してまいりたいというふうには思っております。

○5番

(桂川 雅信) この問題については、確かに文科省は学習障害の原因について内分泌攪乱物質については触れておりませんので、教育委員会として言及しにくいというのは大変よく分かります。

ただ、現実的にこういう研究報告がなされているということは事実ですので、保健福祉課から資料が届いた時点で関係者に適切な周知を図っていただきたいと思えます。

私は質問の中で、現在スプレーなどで使用されているピレスロイド剤は化学合成されたものであって、内分泌攪乱物質の1つとして挙げられていますというふうに述べました。このことについて1つだけ報告を紹介しておきます。

東京都健康安全研究センターでは、ホームページの「室内を汚染している化学物質」で約70種類の化学物質を内分泌攪乱作用が疑われる物質としてリストアップしています。それらの中には室内空気環境に存在する可能性がある物質が含まれていますが、特にピレスロイド系農薬、つまり「合成ピレスロイドは家庭用殺虫剤の主流になっている」と書いています。

農地で使用する農薬はほとんどが希釈して噴霧することが前提で、希釈倍率を考慮した上で、多くの方は、防護マスク、あるいはメガネ、あるいは防護服などを着用して、風向なども考慮して噴霧しているはずですが。

しかし、家庭用殺虫スプレーを噴霧する際に室内への拡散を考慮しているのでしょうか。

家庭用殺虫スプレーに使用されている薬剤は、ほとんどが揮発性有機化合物です。スプレーから常温、常圧に解放された途端、爆発的に室内に拡散するガスになります。水溶液に希釈した農薬を噴霧する場合は全く異なる状態が室内で発生していることをメーカーは全く使用者に伝えずに、販売だけを促進しています。

これから夏に向かって殺虫剤、防虫剤の使用が増える時期です。いわゆる家庭用殺虫剤の言葉やテレビコマーシャルに惑わされることなく、家族の健康を第一に考え、

人体に有害な化学物質の取扱いをもっと慎重に行うよう全村民に呼びかけることを要望します。

家庭用だから安全な農薬など絶対にありません。中川村は全国でもトップレベルの環境に優しい村になるように、行政の奮起に期待するものです。

2番目に参ります。

「香害は室内環境汚染の一つです。～香害発症を未然に防止する意義を家庭と職場、学校で徹底を～」というタイトルにしてあります。

これまでの議会質問とその回答を通じて村では香害対策への認識を拡大する取組を進めてきたところですが、今後も継続して取組を進めていただくために幾つかの提案をいたします。

最初の質問で取り上げた厚労省の「家庭用品に係る健康被害の年次とりまとめ報告」の「おわりに」では「芳香のある柔軟仕上げ剤等については、自分にとっては快適なおいでも、他人には不快に感じることもあることから、特ににおいへの感受性が高い人に配慮し、使用する際は表示を参照し使用方法・使用量を守ることをお願いする。」と記していますが、香害は柔軟剤使用者が使用方法、使用量を守らないから発生しているわけではなく、マイクロカプセルに香料を封入し、衣服の繊維に付着させて長時間持続する製品を市場に出したことが原因で、全国で大量に発生した日用品公害にほかなりません。

しかも、問題は、香害発症者がそのまま放置されると次第に重症化し、成人となってから放置されると失職や外出できなくなるなど、化学物質過敏症と同様の対応が迫られることとなって悲惨な人生を送ることになってしまいます。

村の本年4月の小中学生への健康保健調査の中での香りによる発症推定者調査では、小学校全体で6.7%、中学校全体では6.6%となっていたそうです。この数字は一般的に化学物質過敏症などの全国的な推定率や学校内の食物アレルギーのお子さんの数から見ても特段に特異的なものではないように思われます。

この健康調査では、設問として「香り(例えば洗剤、柔軟剤、石けん、印刷物のインクなど)により頭痛、持ち悪さ、だるさなど生活に支障をきたすような症状がありますか。」「はい」に丸をした方のみお答えください。」「それは何の香りに対してですか。」「どのような症状がありますか。」となっており、設問自体も目的が明瞭ですので、ほぼ香害被害者やその予備軍の子どもたちが含まれているものと思われま

す。香害をなくす議員の会に寄せられた他の都道府県、市町村のデータでは10%を超えているところもあると報告がありました。

中川村では昨年までの2年間で毎年中学3年生が香害の被害を訴えて対応に当たってきましたが、今回の調査結果を見ると、それはたまたま強い症状となって現れたために訴えられたということであって、現実には相当数の児童生徒が既に香害被害を受けているか、あるいはこれ以上の数の軽症の子どもがいることも考えられます。

小中学校を合せて25名の児童生徒が生活に支障をきたすレベルであることは、私たち大人の社会は子どもたちの教育を受ける権利を奪っていることにもっと注意を払

うべきと考えます。

食物アレルギーの子どもたちには家庭と連携しながら学校を挙げて取り組んでいただいておりますので、同様に家庭、学校と地域社会が連携して香害問題に取り組んでいただきたい。

全国でも児童生徒の香害問題は大人の社会の問題として教育行政の内部からも声が上がっており、佐賀市教育委員会は昨年10月6日の「教育長だより」で学校での実態や対策を述べながら保護者に向かって配慮を呼びかけていますし、宝塚市教育委員会は全市的な調査に乗り出すと議会で答弁しています。

村の教育委員会としても今回の調査結果を受けて次の方針を早期に実行することを提案します。

1 保護者と地域社会への周知をさらに徹底すること。その際には、小中学校の実態や香害は個人的な感受性の問題ではなく、今後誰にでも発症の可能性があることを述べていただくこと。

2 香害の発症を放置することは子どもたちから教育を受ける権利を奪うことになるのだということを教職員と保護者の共通の認識となるように繰り返し周知をしていただくこと。

3 香害は発症した初期段階で家庭と学校が早めに対応できればほぼ寛解することが分かっており、このことが化学物質過敏症になってしまった人々との大きな違いだと言われています。学校内での早期発見と早期対策に村を挙げて取り組むこと。

教育長と村長の見解を伺います。

○教育長

議員からも触れていただきましたけれども、初めに、改めて調査結果について御説明をさせていただきます。

今回、保健調査票の質問項目に「香り(例えば洗剤、柔軟剤、石けん印刷物のインクなど)により頭痛、気持ち悪さ、だるさなど生活に支障をきたすような症状がありますか」という設問を追加いたしました。それで、「はい」「いいえ」で答えていただいております。

「はい」と答えた場合は、さらに「それは何の香りに対してどのような症状がありますか」という問いについて具体的に記入をしていただきました。

今回の調査は小中学校の児童生徒全員に対して行っております。

数字をお伝えした後の確認で訂正がありましたので、最終の数字としてお伝えをさせていただきますと、小中学生を合わせて26名、全体では6.9%になりますが、で「はい」と回答がありました。

内容を精査してみますと、そのお子さんの特性から来る過敏性の高さからではないかと思われるケースなどもあり、全てが化学物質過敏症につながるとは言いきれない面もあるかとも思われますが、いずれにしましても、今回、香りが原因となって症状が出ている、そう答えた児童生徒が26名いるということの事実はしっかりと受け止めなければいけないというふうに思っております。

また、原因として挙げられておりますのは、例えば柔軟剤、これを回答として選ん

だお子さんが14名、洗剤が5名、芳香剤が3名、香水3名、その他となります。

また、症状としては、気持ちの悪さが12名、頭痛が10名、吐き気4名、だるさ・くしゃみ2名、その他となっております。

ただ、学校のほうで若干聞き取りもさせていただくと、ちょっと回答の状況とお子さんの認識とに差異があるという状況もありましたけれども、この26名という回答、反応、それと原因と症状については受け止めました。

それで、教育委員会としては、5月の定例会でも報告をしまして、結果に基づいた対応をしていくということで確認しております。

現在は、3校に改めて訪問させていただいて、保健室の先生を中心にして、調査の結果や各校の状況、また今後取り組めるのではないかと対応策についてお考えの聞き取りもしてきたところでございます。こうしたことに基づいて、これから保健福祉課とも相談しまして具体的な対応を始めたいというふうに考えております。

具体的には、教職員の研修もそうでありまして、やはり保護者の皆さんや来校者の皆さんへの啓発、あるいは学校で使っております手洗い石けんや洗濯石けん等の切替え等、そうしたものも含めて検討しているところでございます。こうしたことについては、また予算の関係も今後必要になってくる部分も見込まれますので、そうした点も踏まえた検討をしてまいりたいというふうに思っております。

○村 長 今回の調査で26人の小中学生の子どもさんが「はい」というふうに答えている事実、教育長からは全てが化学物質過敏症につながるとは言えないという分析説明があったわけでありまして、いずれにしても香りによって何らかの症状があるという事実、これを村としてもやはりしっかりと受け止めていかなければいけないかなというふうに思っています。

村議会の3月定例会でもお答えをいたしましたけれども、やはり村民に向けて繰り返し啓発を行うこと、これは広報等を通じてできることでありますし、そういうことと、やはり製品を切り替えていく、いわゆる柔軟剤ですとか、そういったものをなるべく使わない、今ある石けんで十分汚れが落ちる、こういうことをしながら製品等も切り替えていく、こういう必要があると思っております。

学校につきましても調査結果を踏まえて教育長と相談をして前向きに取り組んでいきたいというふうに考えておりますし、御家庭に関しましても、広報等でやっておるところでありますけれども、一般的な話として、やはり繰り返し説明を加えていく必要があろうかと思っております。

○5 番 (桂川 雅信) 学校でもかなり取組を進めていただいていることはよく存じておまして、中川中学校での取組がニュースで毎回配布されていますけれども、先日のニュースには、中学校の校長先生が、PTAじゃなくて保護者、あれは参観日に参加された保護者の皆さんに向かって香害の問題について話をされたということが書かれておりました。

教育委員会全体として取り組んでいただいている姿がよく分かりましたので、今後徹底をしていただいて、ぜひ地域社会全体でこの問題に取り組んでいただくという

形をつくっていただきたいと思っております。

全国的な状況から見ますと、私は中川村はかなり進んできたと思っております、ある意味では環境に優しい村づくりが前進しているというふうに個人的には評価しております。ぜひ行政機関、教育機関を含めて積極的な取組をお願いして、次に参りたいと思っております。

3番目は「農業従事者にも学び直しの場の提供を」ということで「～農学官連携で次世代農業への課題解決を～」と題して質問いたします。

今、国のほうでは学び直しということをかなりいろいろあちこちで述べておまして、リスキリングということが話題になっています。

これは、主に、どちらかといいますと大都市の中の大きな企業の中でリスキリングをやっている現在の課題解決に向けて社員をそちらに動員していこうというのが主な趣旨であります。

ただ、リスキリングについては、地方の中小の企業や事業所、あるいは私どものような基幹産業が農業のところではあまり話題になっていないというのが私は実態だと思います。話題になっていないから必要ないのかというと、私はそうではないんじゃないかということを感じておりました。

それで、先日、村内の果樹栽培事業者と話をする機会がありました。村内では有力なリンゴ栽培農家で、親の代から樹園地を引き継いで、御自分のお子さんも農業従事者として勉強しているということでした。実は、その彼がぼろっと私と話しているときにこぼした「俺たちも勉強しなきゃ」という一言が大変心に残りました。

村の40代50代のまさに働き盛りの方々、農業に従事した頃には旺盛な学習意欲で栽培技術や機械操作を学んで、日々鍛錬した力で、この二、三十年間、村の農業を支えてきたと思います。その方々が「勉強しなきゃなあ」とこぼす背景ってというのは何なのか。

現在のこの世代の農業従事者は村内の農業収益の中心的役割を担っておりますが、一方で20年以上前から継続している慣行農法や栽培技術の課題が浮上してきているのではないかと指摘がありました。

また、今後10年以上経過すれば否応なく気候変動の影響を受けることは必至であり、これへの対応策の検討もまた避けられない状況です。

私がなぜこのような作物栽培の新しい展開に興味を持つに至ったのか、リンゴ栽培の無肥料栽培についての話をちょっとさせていただこうと思います。

実は、ほぼ似たような年なんです、私の友人に安曇野でリンゴ栽培をしている方がいらっしゃいます。その彼は10年以上無肥料でリンゴを栽培しておりました。

それで、無肥料で栽培しているからおかしなリンゴができていたのかといえば、そうではなくて、全く違っておまして、ほかの樹園地と比較にならないぐらいいいリンゴができていたとか、あるいはほかの樹園地が病気でやられたときも自分のところは意外と丈夫なリンゴができたというようなことを随分聞かされまして、実は、その彼からどうして無肥料でリンゴがずっとでき続けるのかよく分からん、できたら調べ

てくれて言われまして、実はそれが発端になっていろいろと調べてみました。

それで、そのときに、2020年の土壌肥料学会シンポジウムで「おいしい果物を作る土・肥料」と題して青森県りんご研究所と全国の研究者が研究発表を行ってありました。その中で「もともと、リンゴ樹の根域の深さは1mから深い所では2m以上にも及び、その根域の広さから、人為的な施肥の効果はさほど高くなく、天然供給に6割依存していると考えられている」——これはもう40年ぐらい前の成果らしいですが、「これが「肥料をやらなくてもリンゴは育つ」と言われている所以である。」と書かれていることに大変驚きました。

早速、筆者の青森県りんご研究所の方にメールを送りまして、研究内容をいろいろと教えてもらいました。その後の資料を拝見するとリンゴの無肥料栽培は半世紀以上前から行われていたことも分かりましたし、村内でも現実に実践している農家もあることが分かりました。

また、その後にこの件について信州大学農学部土壌生物学研究室の齋藤准教授にも面会して多くの示唆をいただきましたが、簡潔に申し上げますと、大学や県の試験・研究機関は作物栽培技術成果の更新を頻繁に行っているにもかかわらず、必要な情報が現場にあまり届いていないという実態があります。大学や試験・研究機関は自分たちの成果を現場に知らせたいと思っているのに現場からは要望がないように受け止められており、せっかくの開発技術が埋もれてしまうことにもなりかねない状況です。

村の作物栽培の栽培暦や防除暦などは主にJAが作成したもので組合農家が指導を受ける形で行われてきましたが、これが慣行農法として定着してしまうことで新たな知見を取り入れることを困難にしている側面があることは否定できないと考えます。

JAが行う農家対象の研修もメーカーが行う新しい機械の操作や役員の説明、慣行農法の解説が主たる内容となっております。

特にJAが販売する肥料や農薬の売上げが減少するような技術の紹介は行われないうという実情も理解できますが、長い目で見れば、村の農業振興のためには作物栽培技術の更新は農家の要望を聞きながら専門家を招いて定期的に行われるべきと考えます。

また、気候変動に関する対策についての検討は急いで行われる必要があります。

このことについては、私は2020年3月議会の一般質問で「気候変動によるリスクを最小限にとどめるために何をなすべきか。」と題して「温暖地品目の奨励と開発、継続的・段階的な移行。」として述べましたが、現状ではその緊急度合いは増しておりますし、果樹栽培農家は10年後の経営に与える影響を強く懸念しています。

さきに申し上げた「俺たちも勉強しなきゃな」と漏らした農家も日々の栽培技術と10年後の経営をどうするかを考える場が欲しいとも語っていました。

そこで提案です。

1 まず村内の農業経営者から農閑期に大学や試験場、民間の専門家から聞いてみたい課題、テーマについてアンケート調査を実施すること。

2 上記のアンケートに基づいて、課題別あるいはテーマ別に農業経営者と専門家との懇談会、勉強会などを開催すること。

○産業振興課長

担当課と村長の見解を伺います。

ただいまの御質問に対しまして答弁いたします。

昨今の気象の変動、こちらについては、地球温暖化、こちらに端を発しているということは言うまでもありませんけれども、それに対する地球上の生物、植物等に与える影響の大きさも当然に予想できます。

一方で、地球温暖化に対する対策も様々な分野で進められている中で、農業においても、科学的見地からの将来を見据えた作業内容、それから工程等、技術的な知見が必要になることも認識しております。

今後、また今までもですが、様々な情報が国、県から来ております。また温暖化に関係することについても種々の情報提供が今後もあると考えられますけれども、村内に限らず、地球温暖化、また地球温暖化のみならず、農業への影響や対応する技術の習得、学習の機会は重要であり、その情報、機会を提供することは必要と考えております。

○村長

農作物栽培に関して意欲的な農家でありますけれども、これは、農協の組織の水稲の部会、あるいは果樹部会、野菜深いというところに属しておいて、作物別に、まず昨年度の出来具合、病害虫の発生と原因対処の総括、それから昨年、一昨年との現段階での成長の進み具合の比較分析、それから防除等適合農薬と散布回数の制限、そして使用禁止農薬の徹底とドリフトの防止、さらに栽培の新技术の伝達、こういったことを中心にして関係する技術指導員を交えて勉強をしているというふうに聞いておりますし、私もそのお話は聞いておるところであります。

ほかにも、中川の果樹部会ではリンゴを中心にして品種の比較検討、食味の確認などを研究しております。

生食のブドウ、市田柿なども新梢の伸びや花穂の成長に合わせて講習会を開き、栽培上の原則を確認しているというようなことが行われています。

もう一つ、先ほど議員が言われたところで大事なことで、十分な科学的な根拠についてのがもう明らかになっていけばいいんですけども、土壌と作物の関係が病害ですとか成長に与える影響が非常に大きいと、それで、最近は、微量元素といわれるものの吸収が実は土壌中の微生物にある、こういうことも言われ始めております。これについてはいろんな分析の方法も言われておるところでありますけれども、これが1つの定説とか主流になっていないという現状もあるというふうに言われております。

それで、近年の温暖化により毎年のように起こります凍霜害に対しては、対処方法ですとか防霜ファンの設置などの検討も行われているところでもあります。

開花状態を氷点下から守るための薬剤の散布や、薬剤の中でも黒蜜を含んだ水を散布する方法など、上伊那の食品メーカーから普及についてのお話も聞いておりますし、実証実験をしています松川町のリンゴ農家の経験もお聞きしています。

そういうことで、当村の主要産業であります農業につきましては、先ほど課長も言いましたが、進みつつある温暖化に対する農業者の取るべき将来的な対応ですとか技術的な方策についての情報の入手、それに対する指導を受けて学んでいく機会は少な

くはないというふうに、今は十分あるというふうには考えておりますけれども、これが多くの農業者自身に変化を起こすまでにはなっていないというのが現状だというふうに思っております。

提案をいただきました学びたい・懇談したい課題等のアンケートの調査、そしてそれに基づいた懇談会ですとか学習会等が今まさに必要であるというふうに思っていますし、たまたま中堅どころでやっぴりやるリンゴ農家の方がやっぱりもっと勉強しなきゃいけないなあっていうふうに言っているっていうことは、この先についての作物の選択、この先についてもっといいもの、安全なものを作っていこう、こういう意欲の表れだと思いますので、まず実施に際しましては時期や詳細を関連する部局、団体を中心に検討してまいりたいというふうに考えております。

○5 番 (桂川 雅信) ぜひ農家の方から直接話を聞いていただきたいと思います。いろいろと今までもJAを中心にして講習会をやられているのは私もよく存じておりますし、ほかの団体とのつながりで講習会をやられていることもよく存じています。

ただ、それが農家の皆さんの気持ちとぴったり合っているかどうかというのは多分別なんじゃないかと思えます。

今本当に悩んでいることは何なのか、勉強したいと思っていることは何なのかっていうことを、もっと直接聞いていただけたらと思います。それで、それに見合った形で専門家等の懇談会ができるような形をぜひつくっていただきたいと思えます。

今、村長は土壌との関係の話をされていましたが、今、実は最先端と言ってもいいかもしれません。土壌肥料学は、大学だけではなくて、農事試験場でもこの問題を取り上げておりまして、実は青森県のりんご研究所の方とやり取りした際に長野県の試験場の方も紹介いただいています。

全国的に見ると土壌肥料学の世界が今は最先端を行っている部分がありまして、ある意味で、肥料のやり過ぎが作物を傷めているとか、あるいは病気になりやすくしているとか、そういう話も実は研究報告で出ておりまして、そういうことも含めて、ぜひ農家の皆さんの声を聞いていただいて次に進んでいただきたいと思えます。

以上で私の質問を終わりたいと思えます。

○議 長 これで桂川雅信議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後2時半とします。

[午後2時12分 休憩]

[午後2時30分 再開]

○議 長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

2番 松村利宏議員。

○2 番 (松村 利宏) 私は一般質問通告書にも続き3問の質問をいたします。

まず「防災・減災(国道153号坂戸法面崩壊)について」伺います。

6月2日は、台風2号が太平洋上を東進し、暖かく湿った空気が梅雨前線に沿って流れ込み、前線の活動が活発になり線状降水帯が発生しました。

幸運にも、先ほど村長からありましたとおり、赤石山脈の南側で初めて線状降水帯が——九州とか西日本は多かったわけですが——発生したわけで、南信地区は何とかなったかなあと、私も携帯電話で状況を見ていたんですけども、かなり線状降水帯のような雨雲がどどんかかかってきて、横前地区で250mmですかね、降ったっていうのは、松川町の上片桐とか横前地区、あの辺はかなり降ったなあっていうような感じを私は受けました。

それで、やはり線状降水帯、1時間当たり50mmを超えてくるとかなり厳しい状況になるなという感じがしていますので、今回村が取られた対応っていうのは迅速で、非常によかったなあと。それで、住民のほうにも放送を通じてしっかり聞こえてきましたので、ああやられているなあと、いろいろ対策を取られているなっていう感じがしていますので、その辺は行動としてよかったということをここで改めて申し上げておきたいと思えます。

しかしながら、5月8日に国道153号坂戸の信号から飯田方向へ約150m、天竜川ののり面——これは石積みですけども、が幅5m、高さ10m崩壊しました。

伊那建設事務所は、5月9日、測量会社に測量を発注し、整備計画を作成しています。

私は、9日に崩壊現場に行き、石積みの状況、崩壊した地盤を確認しました。ビニールシートをかけてあったわけですけども、ちょうど私が行ったときには、測量会社の人に来て、ちょうどそこを取り外して全部測量をしていましたので、責任者の方といろいろお話する機会ができました。

崩壊した場所は、令和2年9月定例会一般質問で、国道153号塩尻市から根羽村の道路で、中川村坂戸地区が安全管理上、防災・減災上、最も危険な場所であり、さらに崩壊した場所の道路幅が最も狭いため、早急にバイパスを整備すべきと提案しました。

令和5年3月29日、中川村リニア中央新幹線の対策協議会でリニア残土運搬において坂戸が危険なため危機管理をしっかり行うこと、坂戸地区の早急なバイパス整備を要求しました。

ここでは、冬場だったんで、しっかりと、リニアの運搬するJRも含めて、関係会社も含めて十分注意するようにお願いしていたところ、やはり案の定スタックが起きてまして、それで、非常に村のほうにも迷惑をかけ、地域住民にも迷惑をかけたということがありましたので、危機管理っていう観点でもう一回お願いしたところでありませう。

3年前の6月8日、坂戸北側ののり面が崩壊し、昨年、整備が終了したばかりで、またのり面崩壊が発生しました。天竜川河川敷には養蜂家の巣箱が設置してあり、梅の木もあり、被害が発生しなかったことはよかったというふうに思えます。

そこで、災害が発生した場所は国道153号で最も狭隘な場所であるため、一方通行により整備を行うことになるかと思いますが、一方通行によらない工法、一方通行の期間を最小限にすべきだというふうに考えます。

これは、伊那建設事務所で計画をされているというふうに思いますが、一方通行によらない工法でできるんじゃないかなあという感じを私は受けているんですが、どうしても一方通行は一時的にでもやらなきゃいけないときもあるかと思うので、そういう観点で現状はどうなっているかをお聞きします。

○村 長 5月8日の崩落につきましては、夜間の降雨に伴いまして道路肩のガードレール基礎及び附属する石積み——練り石積みでありますけれども、この下部が崩落をいたしました。崩落した下には村名義の公衆用道路があり、崩落した石や土砂が公衆用道路をふさぐ形となりました。

伊那建設事務所では、即日、道路に崩落した土砂、積み石の除去を行い、公衆用道路の通行を確保し、本線の安全確保を図った上でブルーシートによるのり面の保護を行ったものであります。

国道本線につきましては、道路部分が安定した岩盤の上にあり、安全が確保できると確認しましたので、通行規制などは行っておりません。

今後の対応についてでありますけれども、伊那建設事務所では、災害復旧採択を目指し、どのような工法で復旧を行うか検討を行っているということのようであります。

復旧工事に当たりましては、極力交通規制を短い期間とすることを念頭に置きながら検討を行っているということをお聞きしております。

○2 番 (松村 利宏) 今、村長からお答えいただきましたが、できるだけ一方通行の期間を短くするということが伊那建設事務所は考えておられるということですので、しっかりとまた連携していただいて、その辺は、また工事の期間が決まった段階では村民のほうへもしっかりと説明、周知していただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それで、今の原因のところは下が岩盤になっているっていうのは、私もシートを取ったところで現場を見たときに、やっぱりもう下に岩盤がしっかり出ていて、その上に石積みを貼っているっていう感じであるっていうのはよく分かったんです。

しかし、あそこは信号から小和田の方向に向かって約150mから、ひょっとすると200m近くあるんで、確かに雨水がそこから浸透して行って石積みが崩れたっていうのは今言われたとおりでと思うんですけども、まだどうなっているかは分からないんですが、あそこは非常に道路幅が狭いんで、大型車が来るともうぎりぎりのところを通らなきゃいけないというところがありますので、そういう観点で、大丈夫だとは思いますが、今回の雨では大丈夫だったんですけども、今後梅雨に入りますと継続的にかなり長期間にわたって雨が降る可能性がありますので、そういう視点で建設事務所のほうの見解かなんかをお聞きしていたらお聞きしたいと思うんですが、どうでしょうか。

○村 長 議員が言われるとおりで。信号から200mくらいは、同じように昔の工法というか、多分裏込め材を入れて間をコンクリートで間詰めをして壁を造っていると、こういう工法だと思います。

崩落の原因については、先ほど申しましたとおり伊那建設事務所で行ってお

りまして、それを踏まえた上での災害復旧工事を検討しているということのようであります。

近年では、村内でも集中的な降雨がありまして、道路に限らず、災害発生が増加傾向にあるというふうに感じております。今後の降雨により被害拡大とならないように、状況把握と道路巡視に努めていただくように建設事務所へは要望をしっかりと行ってまいります。

○2 番 (松村 利宏) しっかりと要望のほうをお願いしたいというふうに思います。

次に、153号のバイパス推進を早急に進めるべきと述べてから、のり面崩壊と降雨による通行止め等、毎年災害が発生しております。

村長は、飯島町長さんを含め、下伊那の各首長さんとともに、飯田リニア駅から飯島本郷までの間の153号線のバイパスを早急にやるべきということで、しっかりと要望されているというのは承知しております。

しかし、毎回述べていますが、そこでの一番のネックはどうしても坂戸地区になってしまうんじゃないかというところがありますので、やはり中川村の村長、首長としては、これは非常に大事なんですけれども——大事っていうのは、中川村にとって非常に大事な県道18号伊那生田飯田線を着工させなければ、これは絶対に駄目だと私も思っております。

どうしても県の中でお金をやりますんで、着工してからどうしても県道のほうが工期はかかるかと思うんですね。工事量も、トンネルもあるだろうし、それから橋梁もかけなきゃいけないっていうところがありますので、二、三年でぱぱっとできるような話にはちょっとならないかなあと思っています。

そこが着工したら、並行的に、やはり国のほうとしっかりとリンクしていただいて、頭の中で考えられていると思うんですけども、こちらのバイパスのほうをしっかりと着工、もしくは手をつけるというところを、もう一回その辺のところを聞かせていただければというふうに思います。

○村 長 153号の坂戸区間につきましては、御指摘をいただいたように、天竜川沿いで狭いところに国道がとおりと、しかも地盤があんまりよくないということもあります。それで勾配がきついと、三重苦みたいな箇所でありまして、今年の冬、2月10日に大雪が降ったときにも、やはり坂戸とむじな坂がネックになって、道路渋滞、国道を寸断したという経験もございます。そういう区間だということでもあります。

ただ、このところは、一般県道大草坂戸線、坂戸橋を渡って中川村の南向地区へ入っていく今は北の玄関でもあることは事実ですから、こういう意味でも重要な箇所であります。

先ほど話が合った2027年の開業というのは、もうこれはちょっと無理なんだろうと思いますけれども、リニア中央新幹線につきましては、長野県駅の開業に伴い伊那谷の交通ネットワークは重要性を増してきているということで、国道153号についても伊那谷を縦貫する国道として重要な骨格幹線道路と認識をされているわけでありまして、リニアの長野県駅の北部に当たります高森町から飯島町の18km間、この

区間については整備計画が全く白紙であります。

ですから、中川村を含むこの区間の改良促進につきましては、令和元年に国道 153 号伊那バレー・リニア北バイパス改良促進期成同盟会というのが関係町村、県議員、関係機関により設立をされ、一体的な整備促進を捉えてきております。

ただ、今管理しているのは県ですので、よほどのことがないと難しいし、今お話のあった主要地方道伊那生田飯田線の工事と並行して 153 号の改良もやれっというのは、これは、県では恐らく無理なんですね。

ですから、今何を目標しているかっていうと、やはり県には管理者として強く 153 号のバイパス化を要望しつつ、本当のところを言うところの国のほうでの動きに期待をしているというのが実態です。

県には、早く主要地方道伊那生田飯田線の改良、北組一本郷間を早く開けるようにということで、この間、私が村長になってから 6 年がもう経過しましたがけれども、あの頃からずっと計画は出ていたんですけど、鬼戸のところをどうやって通行するか、その先までを含めてなかなか話がまとまっていなかったんですが、ようやくまとまりました。それでトンネル化の路線も決まりましたし、何ていいますか、路線がはっきりしました。

ただし、今おっしゃられたとおり、今度はあそこには橋を架けなきゃいけませんから、橋にしても、両方に橋台を造って、それから橋脚、ピアを打って、そこに桁を乗っけるって、少なくとも 4 年かかるんですよ。それで、トンネルは、やはりもっと、掘ってから 3 年かかりますし、本郷まで行くっていうとあの急なところを登っていかなくちゃいけませんから——私は勝手なことは言いませんけど。やはり、かなりかかります。2027 年、2030 年までにはちょっと難しいということでもあります。

ですから、私の考え方は、とにかく県には主要地方道伊那生田飯田線をやはり重点に整備を進めてもらいたい、進めるようお願いをしたいということと、先ほどあった特に災害復旧の箇所については早急をお願いをして、リニア北バイパスのほうはほうで、いろんな方面から研究をしながら圧力をかけるという言い方はないんですけど、それしかないのかなというふうに思っています。

○2 番 (松村 利宏) 村長の考え方はよく分かりました。

やはり 153 号線のほうのバイパスについては国直轄でやっていただかないと厳しいなっというの私も認識しておりますので、議会も含めてしっかりと国のほうをお願いをしていくと、県も含めてですけどね、そういう方向でしっかりやっていきたいと思っておりますので、今後しっかりとまたタイアップしてやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

じゃあ次に参ります。

次は、行政のデジタル化ってことで生成 A I について質問します。

村の第 6 次総合計画前期計画「質の高い行政サービス」の基本方向は「時代に対応した職員の資質向上と持続的な行政サービスの改善により、質の高いサービスが提供される村を目指します。」とし、施策の内容は

○職員の資質向上や意識改革に努めるため、各種研修を実施します。

○各種手続きの簡素化を進めるため、ICT の活用を検討します。

○危機管理能力の向上や職員の働き方改革に資する ICT の利活用を進めます。

○行政事務の効率化や経費削減を図るため、A I、R P A などの技術に関する情報収集に努めます。

としています。

私は 2021 年 9 月定例会一般質問で、ICT 化と行政のデジタル化を推進するため、村民への説明、職員の資質向上、意識改革のため ICT 能力を保有している人の確保を先行的に行うことが必要だと提言し、村は、行政を担う若手職員の育成に努め、外部人材の活用、専門的な組織、人員体制の整備を推進しています。特に、村は行政課題に応じて若手職員を中心としたワーキンググループを設置し、部署を横断した情報共有、課題解決に向けた取組を行っています。

A I の研究、開発、実用化は 10 年前から全世界で行われていますが、今年 3 月、文書や画像など作る生成 A I が開発され、国内でも使用されています。

政府は、4 月 25 日、新しい資本主義実現会議を開き、6 月の成長戦略改定に向け、科学技術、企業参入・退出に論点を示しています。この中で生成 A I は活用の仕方によって人手不足への対応など労働生産性の向上が期待できると岸田首相は述べている一方、チャット G P T は個人情報収集、サーバー犯罪への悪用、教育現場の混乱といった懸念が指摘されています。

このため、日本は G 7 議長国として、4 月 29 日、G 7 デジタル・技術大臣会合で、A I の急激な進化に対する懸念が顕在化する中、規律の在り方などを討論し、信頼できる A I の閣僚宣言を採択しました。

5 月 9 日、岸田首相は A I の利活用に関するルールづくりなどを議論する A I 戦略会議を設置する方針を明らかにしました。

研究者、企業家との会合では A I のポテンシャルとリスクをにらみながら取組を進めるスピード感がポイントとなると述べています。

A I 戦略会議には研究者、弁護士、企業関係者、関係省庁の関係者が参画し、教育機関、行政、企業が A I を使う際の活用法や規制の在り方について検討するとしています。

生成 A I は大量のデータを学習し、利用者が求める文章や映像などを作成するため、機密情報の不適切な取扱い、インターネット上の誤情報を拡散するといった問題が指摘されています。

また、産業革命に匹敵するインパクトをもたらす、人を間違った方向に導くおそれがあるなど、賛否両論の意見があります。

5 月 12 日から行われた G 7 教育大臣会合では、各国が教育施策を進めるための基本的な考え方の 1 つとして生成 A I を含めたデジタル技術の急激な発展が教育に与える正負の影響を認識するとしています。

学校教育では、対面に加えてリアルとデジタルを融合した教育の促進に向けて I C

T環境を整備し、情報活用能力を育成する教育の拡充を明記しています。

国や全国の自治体は行政事務の効率化や経費削減、各種手続の簡素化を図るため生成A Iに期待していますが、その対応は、生成A Iを使用している自治体、検討している自治体、使用を禁止している自治体など、様々です。

生成A Iの現状は、多くのデータから依頼事項に対し短時間に回答でき、いろいろ進んでいるんですけども、今は70%程度の正確性があると言われてます。20%ぐらい間違いがあるんですけど、何回かどンドンやっていけば上がってくるというふうに言われていますので、日進月歩だというふうに言われています。

しかし、行政が生成A Iを運用するためには、信頼性、いわゆる責任問題が最大の問題となります。このため、国は生成A Iを使用するための基準を今いろいろ検討しているところであります。

A Iと法制度に詳しい慶応大学大学院の山本龍彦教授は、情報収集、分析などの効率化の道具としてチャットG T Pは有用で、活用は広がっていくだろうと、今後はA Iの活用で浮いた時間やコストを使い本質的な議論を深めることができるかが試されることになると、A Iは中立的な存在ではなく、学習データ、設定によって偏りや間違いがあると常に意識することが重要であると、人間には自動化されたシステムを過剰に信用してしまう認知のゆがみがあるとされる、A Iをいつも信じてしまう人間の弱さを自覚し、反省的な思考を維持することが大切だと、日本はA Iが人権に与える影響について議論が深まっていない、人間とA Iの主従関係については、しっかりと主従関係をつくる必要があるとしています。

生成A Iは多くの分野で急速に開発されることが明確であり、国内でも開発が行われています。

今はもうコンピューターにチャットG T Pは実際にインストールされているという認識なんですけれども、もう使っている人は相当数いると思います。

そういう中で、村は若手職員を中心としたワーキンググループを中心に生成A Iの検証を行い、行政事務の効率化、経費削減、各種手続の簡素化などのために実践し、問題がないと判断される事項から運用することが必要だと考えます。

担当課長、村長の見解をお聞きします。

なお、現時点で行政が生成A Iを活用できる業務について、担当課長のほうからこれだったら使えそうだなあというのがあればお聞きしたいと思います。

○総務課長 村では、以前から庁内のI C T利活用推進の組織としましてネットワーク研究委員会といったものがございます。各課の若手の職員7人のメンバーで構成をしているのであります。

御質問の生成A Iに関しましてもこの組織を中心に5月29日から7月の間で検証を始めたところであります。

検証につきましては、昨年度、議事録作成支援ツールを導入したものでございます。A I自動文字起こしレコーダーのログミーツといったものでございます。これを使用しています。

この4月、ログミーツに生成A IとしてチャットG T Pの技術が取り入れられました。

長野県と箕輪町が同様にログミーツのチャットG P T技術を使って試行をしております。中川村でも長野県、箕輪町に倣って試行をすることとなりました。

ログミーツにつきましては、長野県市町村自治振興組合の共同調達といった形で導入をしております。

チャットG T P本体につきましては、非常に便利で強力ですが、チャットG P Tに入力した情報は開発元のO p e n A I社においてA Iの学習に使用されるという懸念がございます。

ログミーツにつきましては、A Iの学習に使用されないという形で統合されておまして、チャットG P Tを直接使用するよりもセキュリティーの面では安全性が高まるというふうに言われております。

それでも情報セキュリティーや職員の主体性が問われる懸念がございますので、個人情報や機密性の高い情報は取り扱わない、事実調査ツールとして使わない、生成A I技術を使って資料を作成した場合はその旨を明記するという3点のルールの下で試行をしております。

試行期間終了後につきましては、ネットワーク研究委員会で検証を行いまして、その検証結果を、事務改善委員会、これは課長等がメンバーになっているところでございますが、そこに諮って全庁での本格的利用を判断する予定になっています。

現時点での活用シーンであります。ログミーツ自体につきましては、本来、議事録作成支援ツールですので、議事録をA Iで要約できるようになりましたので、まずはその点で活用を進めていきます。

そのほかには、挨拶文の案の作成ですとか、事業を企画する際のアイデア出しにも使えるのではないかとこのように思っております。今後も活用事例の情報収集を進めていくところであります。

また、議事録とは関係なく、チャットG P Tに対して命令文を与え、答えを得ることができるそうですが、命令文のよしあしによりまして回答のよしあしもあるということでもありますので、今後は、その部分、活用技術としての研究も進めていく予定であります。

生成A Iの活用につきましては、まずは行政事務の効率化というふうを考えております。

また、生成A Iと少し毛色が違いますけれども、A Iチャットボット、自動会話プログラムのような仕組みがございます。手続の簡素化、住民サービスの向上につながると思われまますので、こちらも研究を始めたところであります。

また、職員の活用と仕様ルールの徹底のため、ログミーツを対象としたI C T研修会を開催する予定であります。

○村 長 この部分については私は弱いんですけど、議員の質問がありましたので、早速分厚い本を借りまして、最初の少しを読みました。だから、その部分だけ、読んだ中の感想

だけになります、ちょっと申し上げます。

人工知能——AI っていうものが劇的に変化、進化するときがあるということその本には書いてありました。

それで、過去にコンピューターのシステムでいろいろ出てきたものもありますし、グーグルの検索システムも、実は、何ていいますか、検索エンジンっていうやつですか、画期的なもの1つであったんだけど、実は今回のチャットGPTは、バージョンって言ったらいいのかな、最初に3.5っていうのが2020年11月30日に公開されたそうでもありますけれども、これはそんなものとは次元が違うということのようであります。

それで、生成AI、英語で言うとジェネレーティブAIというふうに多くの人を読んでいるようでもありますけれども、何がすごいかっていうと、AIのシステム設計、プログラマーっていうか、設計者、このプログラムと同じように全ての人AIと直接やり取りできるようになったっていうのがすごいことなんでそうであるというふうに本に書いてありました。

それで、もう一つ、少し読んだんですけど、やはり面倒なデータ分析、これをいろいろ分析するときに、データをたくさん持ってきて、データを並べて考えて、それで分析して、これから傾向を捉えてあるべき方向をまとめた基礎調査に係る膨大な時間から解放されるということで、大変なものが縮減したなあというのを少し本を読んだ中でも感じたところであります。

ただ、一瞬にして答えを出すんで、ああ、もうこんなのはこうだよっていう感じでどうも出しづらいので、お、これが正解だと、最善の選択だというふうに思うかもしれないけれども、時にうそをつくというふうにその専門書にも書いてありました。

それで、行政としては、こんなに使えるものであるならば、先ほど課長が言いましたとおり、やはり基本的なところの作業とか、無駄な時間という言い方はないんですけど、これが省けるものであったら省いたほうがいいわけでありますので、こういう部分でのうまい使い方の研究っていうことを進めることが第一です。

そして、便利っていうよりも、使い方によってはこれをはるかに超えてくる場合がありますので、もしかしたら、よっぽど優秀な相棒、私がいるとしたら、優秀な相棒をここに呼んで、おい、ちょっとこれをやれと言ったら、それに言われたとおり、こういうのもありますよ、こういうこともありますよっていうふうになってくる可能性があります。

ですから、役場の業務の中では、これからの村づくりですとか方向をどういうふうにしていくべきなのかとか、もしかしたらそういうところにもかなりの力を発揮するかもしれないと思っておりますので、基本的には、やはりルールの中で活用できる方法、もちろんそうなんですけど、活用できる方法をやはり進めていくべきではないのかなっていうのが読んだ中の感想でございます。

○2 番 (松村 利宏) ありがとうございます。

まず、ワーキンググループっていうか、若手を含めて行政全体でそれぞれ検証を始

めているというところでは非常にすばらしいことだというふうに思いますので、そこを進化していただいて、生成AIはさらに日進月歩でどんどんいろんなものが出てくると思いますんで、その辺も含めながら、今、村長さんから言われましたとおりのところ活用できると思いますので、その辺のところを今後さらに進めていただいて、少しでも効率化——経費がどこまで削減できるか分かりませんが、それも含め、まずは効率化っていうところで、ちょっと文章を作るのが苦手な人は、ちょっと文章を作るだけでも相当悩む人もいるだろうし、時間もかかる人もいますんで、あまり関係ない文章、要するに人的な話が入っちゃうと非常に大変ですけども、そうでないところの文章とか、さっき言ったいろんな講義とか、いろいろ聞いたところのまとめとか、そういうところは非常に早くできると思いますんで、どんどん使っていただいて実効性のあるものにしていただければと思います。

今後、村がどんどん活用できるように進めていただくことに期待して、次の質問に参ります。

次ですが、持続可能な経済の構築っていうことで農産物の付加価値向上についてということですが、3月定例会一般質問では持続可能な経済の構築っていうことで質問させていただきました。

それで、この中で論点が5点あったと思うんです。

つくっちゃオの目的は、村内の農産物を活用して6次産業化につなげ、農業及び地産地消の振興と地域の活性化を図るということ。

2つ目ですが、村内の農産物を活用して6次産業化につなげ、農産物、地場産業の振興と地域の活性化を図ることを徹底させなかったのは、行政のほうで携わることが必要であった部分も現場に任せてしまったということ。

3つ目として、つくっちゃオの運用は、設置機械が完全自動化ではなく、人が携わることによって製品となるため、ジュース、ジャム等の製造を中心に加工し、柿農家の需要に応えるために皮むき機を導入して干し柿の皮むきも受託し、米粉を活用した製品を加工している。

4つ目として、令和5年度は加工施設を活用した新たな商品の製造を予定している。民間活力の注入により活性化に期待しているということ。

5つ目として、現場は高齢化や担い手不足に直面して苦慮していると、技術をつなげていかなきゃいけないということはあると思いますので、新たな人材の導入も含めてしっかりと技術が受け継がれるようにやっていく必要があるということ、人員配置、人材の導入についても積極的に関わっていくということだったかと思えます。

それで、定例会で一般質問したところを「議会だより」に掲載したところ——いっぱい、物すごく一般質問を長く書いたんですが、「議会だより」は非常に短くしたために単語でばあっと書いたわけですね。そしたらすごい反応がありまして、かなり多くの方からいろんな意見をいただきました。

それで、1枚ペーパーで別紙のほうにつけてありますが、ちょっと羅列してありますが、現場の声を約2時間にわたって私は確認してきました。

それから、全員じゃないですけど、そうじゃない村民の声もかなり多くの方からいただいて、ちょっと書いてありますので見ていただきたいと思います。

まず現場のほうですけども、6項目ありました。

リンゴジュース加工の考え方は農家が生産したリンゴに応じた特徴ある製品作りをしている。つくっチャオで加工したリンゴジュースは中川村近傍の果実農家からおいしいと評判であり、ジュース加工の依頼が多数ある。

2つ目として、ジャム加工の考え方は可能な限り農家の希望に沿ったオリジナルな製品づくりをしている。ふるさと納税の返礼品として中川村果物の取れたてを加工し、セットで使用している。

3つ目、新たな製品開発は、賞味期限の設定に3年かかるとともに、売れるかどうか分からないためリスクがある。現場が保有しているノウハウがあるものを重視して生産している。現場の経営管理も必要で、新たなジュース加工はトマト、スモモなどで試したが難しい。新たなジャム加工っていうのは可能なんだけれども単価が高くなる。これは、確かに非常に高くなるんだろうなあって私も確認してきました。

4、新たな商品の開発に挑戦しているが、中川村固有の農産物がないため難しい。米粉、タケノコの水煮などを給食で使用している。これは学校給食でどんどん使用しているということで、私も給食のほうでは確認したことがありますけれども。過去には、パン、菓子の製造があったが、うまいかなかったようだ。最近はこの業者が入っており、新たな商品の開発が期待できると思う。

5つ目、ジュース加工、ジャム加工の生産期間は約5か月間である。だから、かなりの間は空いているということを言われていました。この辺は、ちょっと現場のほうも効率化を考えていかなきゃいけないということでは言われていました。

6つ目、行政との連携は、昨年4月からつくっチャオの管理を村が実施するため、現場に頻繁に来るようになったから。

ここは極めて切実に答えておられました。去年、村直轄になってから行政と現場の連携は限りなくうまくいっていると現場の方が言われました。指定管理されていますから、それまでは一切現場のほうも村に言う必要もなかったと思うんですが、そういうことで、全く関わっていなかったっていう言い方までされました。だから、逆に言うと去年一年間は非常によかったということになります。

それまで行っていない。過去15年間ということです。

それで、議会もちょっとまずくて、議会にも言われました。つくっチャオ、現場のほうには議会も全然来ていないということで、6月以降は梅ジャムを作るということで、もう約束をしてきましたので、今後計画をして、やはり現場を見ておくことが大事だと思いますので、そのようにやっていきたいと思っています。

これは、前回——3月のときに村長のほうから答弁いただいたところは、ちょっと私も分からなかったんで、村長の答弁、あれは本当かなあと思って、申し訳なかったんだけど、現場に行ったら、やはり村長のお答えいただいた内容と大体同じような内容でした。そういうことでもう一回確認をしてきたところでもあります。

それから、住民のほうの主な声は7項目あります。

「議会だより」でも一部しか伝えていなかったわけですけども、つくっチャオについては今まで情報が全くなかったので「議会だより」で説明がありよかった。

それから、つくっチャオでジュース加工を行ってほしいが、どこに行けばいいのか分からない。これは果樹農家さんのことですね。

村の農産物によるジュース加工は生産者の農産物を使用して100%のジュースを生産しており、いいと思う。でも、ジュースの味はそれぞれ——100%じゃないほうがいいっていう人もかなりいるみたいで、その方はちょっと濃過ぎるという言い方をしていましたね。

村の農産物によるジャム加工の商品開発をつくっチャオで行い、村の農産物をブランド化することが必要。ジャム加工期間は短いので新たな商品開発ができるのではないかな。これは働いている人からの話でした。要するに、一年を通じてジャム加工をやっているわけじゃないんで、考えれば空いている期間があるんで、いろんなやり方があるんだろうと、これは現場の声もそうでした。やり方はあるんですけどもという言い方をしていました。運用の仕方は現場のほうの人たちの話ですねという話もされていました。

それから、一時期やっていたことがあったので、つくっチャオでパン製造とか販売をしていたらどうなったか。それで、米粉パンは非常においしんじゃないかっていうことで、そういうのをあそここの辺のどっかで、つくっチャオで販売をしてもらえないか。長期間施設を使用していないが、説明がないという話もされましたね。行政からあそこがどうなっているかっていうのを地区に説明していく必要があるんじゃないかと。

村の農産物を使用しつくっチャオで製造した菓子が残念だ。土産として使用できるようにブランド化——ブランド化っていうのは難しいかもしれませんけれども。

つくっチャオ及び周辺を含めて観光客が来ることができるようにしてもらいたい。それから、ここも何か、村はもっと自信を持って事業を積極的にやってもらいたいと、要するに、村が何かちゃんと静かになっちゃっているんじゃないかという感じの言い方をされた人もいましたんで、この辺はいろんな意味合いに取れるところですけども、ということなんです。

それで、つくっチャオに関する現場、住民の意見について幾つかの論点があると思いますので、改めて質問させていただこうということで今回やらせていただきます。

つくっチャオ建設の目的は村内農産物の加工品販売の増加、農産物加工品のブランド化、チャオ周辺の活性化を図るであり、現場はジュース、ジャム等の製造を中心に加工、柿農家の需要に応えるため皮むき機を導入して柿の皮むきを受託しています。

現場は、ジュース加工は農家が生産したリンゴに応じた特徴ある製品作り、ジャム加工は可能な限り農家の希望に沿ったオリジナルな製品づくりを保持して努力しています。

この現場の考えているジュース、ジャムづくりの基本、今言ったところですけれども、これを行政及び果樹農家が理解し、これを周知しているのかというところをまずお聞きしたいというところでもあります。

それから、併せて、つくっちゃオが製造しているジュース加工、ジャム加工の基本、カラーで別紙をつけていますが、これはちょっと現場のほうで作っているパンフレットなんですけれども、これについて行政は承知をしておられるのかどうか。この内容について重要なのは、営農組合とか果樹組合とか部会、この人たちにみんな説明しているのかどうか。要するに、今は村で管理してやっている施設ですし、そういうところですね。

それから、この辺は農家、住民に周知することが必要だと思いますが、その辺について、ちょっと一括になりましたけれどもお聞きしたいと思います。

それで、このブランド化っていうのは、やはり村にあるつくっちゃオでやっている製品、この製品は、今はジュースとかジャムとか、そのほかにもあるわけですけれども、米粉もパンもあるし、やはりいいものを作れば——いいもの、いいものを作れば、それをPRすることによって、間違いなく、村民、もしくはいろんなところで使ってもらえると思うんですね。それが結果的にはブランド化、特徴ある村の特産品になっていくという認識でいます。

現場の声は、我々はいいいものを作っているんだっていう自信を持っていました、非常に。

それで、私もそうかなあという認識でいたんですけども、その辺のところを含めて村の見解をお聞きしたいと思います。

○産業振興課長

ただいまの質問ですが、現在、施設運営につきましては、令和4年を始期としまして、食品の製造、加工等を行おうとする者に対しまして村が使用を許可するという形態で行っています。

施設本体の維持管理につきましては、外部人材の協力を得ながら村が行い、各種加工機器の適正な維持を図っております。

加えて、機器の維持につきましては、加工の工程にも大きな影響があるため、施設の利用者との情報交換を密に行いまして施設の利用状況の把握に努めております。

まずパンフレットにつきましては、このパンフレットにつきましては、行政、村でも承知しております。

ただ、行政が、一企業の作成するパンフレット等の周知、広報的なもの、こういったものを行うことは難しい面がございます。村が設置します施設の利用者と村内農家等をつなぐ、こういった機能につきましては村の営農センターへの情報提供を検討していきたいと考えております。

○2 番

(松村 利宏) このパンフレットは承知されているということで、まずは安心をいたしました。

それで、現場のほうは、やはり長年ずっと作ってきて自信があるものだという認識を持ってまして、やはり何回も試行錯誤して、それから賞味期限とかいろいろ含め

て相当苦勞されているっていうのが分かりました。

しかし、それが、やはり果樹農家さん、ここに伝わっているかどうかっていうのは甚だ疑問なんで、そこは、今ありましたとおり、営農組合、その辺を活用して、果樹部会のほうに現場のほうの方と一緒に何かコンタクトできるような機会を設けてやっていく必要があるんじゃないかと思います。

知らないがために、あそこは駄目なんだっていううわさが広がって、例えばほかの市町村でやっている——喬木村とか、そういうところのほうへ発注している農家さんも相当数いるように聞いています。実際に、私の家の近所でも聞いたら、やはりほかへ出していると、あそこは昔駄目だったからという話は、やっぱり実際にあります。

その辺、誤解を招くっていうのは非常にもったいないなあという話になりますので、その辺のところをしっかりとやってもらいたいと思いますが、もう一回、どうでしょうか。

○村 長

例えばジュース加工、リンゴジュースですけど、これについても、やはりリッター瓶っていうんですか、ガラスの、あれはあれで、何ていいますか、またもう一回利用ができるからいいっていう話もあるんですけど……。

果樹部会やなんかきちっと話をして専門部会のほうに直接持っていったほうが面白い——面白いっていうか、答えが得られるかもしれないと常々思っています。そうなりますと、やはりJAを通じてっていうことになります。営農センターでもいいんですけど、そっちのほうの方が早いと思いますから、こういうことをしながら、例えば果樹農家でもし自分もと思っているなら……。

また、本当は、今どうなんだっていう、ちょっと小さい瓶で、何ていうんですか、プラスチック容器って今は問題、あれはあまりよろしくないんでしょうけど、スクリュウ式にして、それで小っちゃくてポケットへ入れておいて飲めるようなタイプですか、ああいうふうにしたらどうかっていうのも昔話をしたりしたことがありますけれども、大々的にやっぱり皆さんの知恵をお借りして、あるいは需要、要望もあろうかと思しますので、それは農協の果樹部会を通じて生産者へ直接お聞きをしたほうが早いかなと思います。

○2 番

(松村 利宏) 確かにJAを通してやっていくのが一番早いかなと思いますんで、その辺は私のほうからもお願いをしておきますから、行政もまた、ひとつ御尽力いただければというふうに思います。

それで、個人的には、私は100%のジュースは大好きなんで、いいんですけども、やはりそれをPRしていくっていうのも1ついいかなと思いますんで、その辺を果樹農家さんがしっかりと理解していくっていうのが大事だと思いますんで、よろしくお願ひします。

それから、次に行きます。

行政はつくっちゃオの中期計画、年度計画を作成し現場に説明するとともに、年度分析、評価を行うこと、窓口の設定、SNSを使用した住民への情報発信により透明化が求められているということになるかと思っています。

○村 長 行政は、現場、農家と密接に連携し風通しのよい環境をつくるためにつくっちゃオの目的、村内農産物の加工、販売額の増加、農産物加工品のブランド化、チャオ周辺の活性化に向かってベクトルを一にして共同することが必要だと考えます。

これで村の見解をお聞きしたいと思います。

○村 長 要は、先ほど言われたところをもう一回、ベクトル、方向を同じにしていけば、いいものを作っていけば、それをしっかりPRすることによって結果的にブランド化になっていくという認識ですので、その辺をもう一回お聞きします。

村は、共同加工施設の設置者として公共施設等総合管理計画において施設の適正な管理のための長期的な方向性というものを示しております。

施設設置者として施設利用者への説明が必要であるという事項については、その都度説明を行い、また同様に住民への情報発信が必要な事柄が生じた場合には村の広報紙等を媒体として情報の発信を行ってまいりたいと思っております。

やはり、ベクトルを一にする、こういうような方向の利用者、生産者、こういった方を大いに応援するという意味で、これを支援するための施策やそのあり方については——やはりそういう方向で進めるということで、スタンスとしては研究をしていきたい、そういうことでございます。

○2 番 (松村 利宏) そこで、私たちも現場を見行きながら、そういう果樹農家さんともしっかりと連携を取っているいろんな情報発信をしていきたいと思えますんで、行政のほうもまた連携を取っていただければと思います。

次に、村の農産物を使用した商品の開発、製造は民間資本を積極的に活用することが必要で、村長自ら——今回いろいろと新しく入るわけですが、もう既に入っているわけですが、そういう観点では御尽力いただいているというふうに思いますが、しっかりやっていただくということが大事だと思います。

それで、その中で、ジュースジャムの製造は現場、農家と密接に連携し計画的に行うことが必要だと、先ほど言われたところをもう一回になりますんで、この辺の答弁は先ほどのところでいいかと思えます。

それから、パン、菓子の製造は、これはなかなか……。今、米粉パンのほうはできていますので、その辺を含めて、調整とか実行の可能性、この辺をしっかりとやって、あそこで米粉パンがさらに売れるようになれば——買えるかどうかというのも一個あるわけですが、学校給食では非常に評判がいいんで、そういう観点では行けるのかなあと思うんですが、この辺のところの見解をお聞きします。

○村 長 米粉パンは、確かに食感が普通のパンよりももちっとした感じで、日本人には合うっていうのは分かります。

ただ、あの粉、米をパウダー状態にするには、物すごく技術というか、お金がかかって、専門のものが要るということをまずは知っておく必要があるかと思えますので、それを大量に作ってお客様に提供するというふうにするには恐らく投資も要るということがありますから、簡単にはお答えできないかというふうに思っております。

ただ、村は施設設置者として既存の支援策に関する情報提供にやはり努めるとも

に、必要な支援、どういうことをしたらできるのかっていうことは常に考えていかなければいけないというふうに——先ほどお答えしたとおりでありますけれども——思っております。

○2 番 (松村 利宏) 米粉パンは米粉を作るのにそんなにお金がかかるっていうのは、ちょっと私も認識していなかったんで、今の答弁で、その辺のところをもう一回改めて、今度6月に現場に行くときにもう一回確認をさせていただいて、認識を新たにしたいと思えますが、少しでも前に行けるように努力していただきたいというふうに思っています。

切りがいいんで、もう一問だけ質問させていただきます。

村の農産物は、リンゴ、ブドウ、桃、イチゴ、ブルーベリー、サクランボ、メイヤーレモンなどの果物、米、野菜、キノコなど、多種多様なものがあります。

しかしながら、村が特産品として戦略的に内外に売り出しているものがないというふうに考えております。

6次製品としては、蜂蜜、日本酒、ジュース、ジャム、米粉、村内での農産物を使用した菓子、氷菓子など、種類が増えてきています。

村は、村民、農産物を使用している商品などを含めて調整し、商標登録とか6次製品の商標表示、生産基盤の整備、マーケティング、広報を行い、農産物を特産品にすることが必要だと考えます。

この村の見解をお聞きしたいんですけども、やはり、いきなり——前回の3月のときに村長からありましたが、これは売れるだろうと思って作ったとしても、売れなきゃこれは全然駄目ですねっていう話になりましたので、やはりこの前提条件は、やはりいいものを作っていかないと、幾ら売ろうとしても、特産品にしようとしてもできないっていう認識でありますんで、この前提は、やはりジャムにしても何にしてもいいものを——農産物そのものもそうなのかもしれませんけど——いいものを作っていくということ、それに合わせてPRをしていくということが大事だと思うんですが、それも含めてお聞きします。

○村 長 農産物のいいものっていったときに、例えば青果、生食、私もブドウを作っているんですけど、これは何が命かっていうと糖度なんですよね。糖度と酸味っていうことがありますから、これは、その辺の高いもの、やはり一定程度の酸度があるものが優秀な農産物だろうと思います。

ただ、必ずしもそういう場合ばかりじゃなくて、例えば、いろんな意味で言ったら、この間もお話を聞いたけど、少し青い状態の早く取ったようなもののほうが酸味は強くて、熟していないからむしろ爽やかで加工品に向いているとか、そういうことがありますから、一概にそれは言えないんじゃないかなということも1つは思っています。

そういうようなことでありますので、何ていいますか、村としては、いろんな意味で、地域ブランド、こういったものをどうやって確立するかっていうことですが、御質問にもあったとおり、やはり生産基盤の整備っていうことも必要だと思うし、目のつけどころだと思います。

この間ちょっとお話しした長野県野菜花き試験場の場長のお話によると、加工品のリンゴや梨はもうやめなさいと、ジュースとか、その程度って言っちゃいけないけど、これを地域ブランドのものとして考えていくのはもうやめたほうがいいですよと、北信に幾らでももっとすごいところがありますから敵になりませんよってという言い方をされました。

ですから、ここにあるもの、ここにある果物とか、これはどこもやっていないとか、これを加工してやるとこんなふうになっていって面白いよとか、ここのところを統一して、みんなで中川村の発祥みたいにして、ここへ来るとこういったものが食べられるとか飲めるとか、そういうふうなことをして宣伝と一緒につくっていくものだというお話がありましたから、それがやはり戦略なんだろうなと思います。

もう少し考える必要はありますけれども、村には確かにいろんな条件の農産物があります。あるんだけど、全てのものがそれでいいかっていうと、そうではありません。

ただ、1つは、今度のお米から作ったアイスクリーム、このいいところは、例えば乳脂肪——私は体形上から制限されるもんで、これはいいんですけど、例えば、何ていいますか、アレルギーの方もいますけど、恐らく米から作った甘味料はほとんどないだろうって言うことが言えますし、そういう意味で言ったら、特徴あるものとしてこの棚田のお米を使ったとか、中川産だよっていう発祥で行く、あるいは頭に美しい村っていう冠がつくと、もっと全国にあるところの皆さんへと広がって行って1つのブランド化になる可能性があるという意味で、大いにそういう戦略を持ちながら応援したいと思っております。

○2 番 (松村 利宏) 今後もう一回、次で今のところをしっかりと続けていきたいと思えます。

今日は時間となりましたので、ここまで終わります。

どうもありがとうございました。

○議長 これですら松村利宏議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。

御苦労さまでした。

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後3時29分 散会]